

# 東日本大震災における被災地方公共団体の 復興計画の分析調査報告書

平成24年3月

内閣府（防災担当）

## <目次>

I. 業務の目的 .....	1
II. 復興計画の策定状況 .....	2
1. 調査方法.....	2
2. 復興計画策定の進捗状況.....	3
3. 復興計画の策定理由、策定しない理由 .....	6
4. 復興計画の策定期間 .....	9
5. 地区別計画の策定状況 .....	14
III. 復興計画の策定体制 .....	15
1. 職員数の不足状況.....	15
2. 庁内の部局間調全体制 .....	17
3. 議会の関与 .....	18
4. 有識者等による検討委員会等の状況.....	19
5. 住民説明会等の状況.....	24
6. 外部支援.....	28
IV. 復興計画の策定過程・内容への評価.....	33
1. 復興計画策定作業での苦労点.....	33
2. 復興計画で重視した内容.....	34
V. ヒアリングによる被災自治体における事例調査.....	35
1. 岩手県 .....	35
2. 宮城県 .....	38
3. 福島県 .....	41
4. 釜石市（大規模自治体・地域多様型） .....	45
5. 山元町（小規模自治体・高台移転型） .....	51
6. 新地町（小規模自治体・原発被害影響型） .....	54

## I. 業務の目的

東日本大震災により被災した地方公共団体においては、地域の実情等に対応した長期の復興計画を策定し、復旧・復興施策を進めることとしている。その計画の策定に当たっては、各被災地方公共団体において、学識経験者による検討会の設置、住民集会の開催など多様な取組が行われている。

これらの取組は、今後の災害発生時に地方公共団体における復興計画の検討に当たって有益な先行事例となるものであることから、本調査において、復興計画を収集・分析し、今後の活用に資するよう分類・整理する。

## II. 復興計画の策定状況

### 1. 調査方法

---

東日本大震災により大きな被害を受けた特定被災地方公共団体(9 県、178 市町村)、特定被災区域(222 市町村)のいずれかに含まれる地方公共団体(9 県、227 市町村)の復興計画の策定の状況について、復興本部(現・復興庁)による復興計画の策定状況調査の結果及び今回実施したアンケート調査の結果から把握し、整理を行った。

アンケート調査は、復興本部調査において「復興計画を策定していないし、今後策定する予定もない」とされた市町村を除いた109 市町村、及び特定被災地方公共団体である9 県に対して郵送配布、郵送回収を行った。8 県、78 市町村から回答があり、回収率は73%であった。復興本部調査の結果と合わせると、復興計画策定の進捗状況については92%の地方公共団体について把握することが出来た。

## 2. 復興計画策定の進捗状況

### (1) 復興計画策定団体の比率

対象とした地方公共団体の復興計画策定の状況を見ると、「策定しない」が62%で最も多く、「策定済み」は29%となっている。現在策定作業中が4%、今後策定予定が2%存在しており、これらは福島第一原発事故の影響が大きい福島県内の市町村が含まれている。

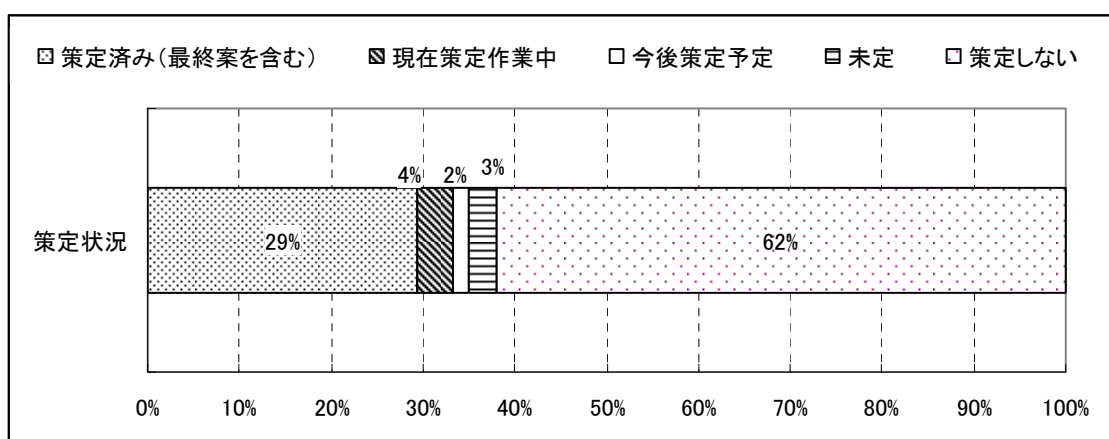
### (2) 県別の特徴

被害が特に甚大であった岩手県、宮城県、福島県に着目すると、岩手県、宮城県の太平洋沿岸部の市町村は、全て復興計画を策定している。一方、福島県については、福島第一原発の事故により、全域あるいはほぼ全域が警戒区域に指定された浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町では未だ復興計画が策定されておらず、福島第一原発事故によって避難を強いられた市町の復興計画の策定が遅れていることが分かる。

### (3) 内陸部／沿岸部の特徴

復興計画が策定された地方公共団体は、津波の被害を受けた沿岸部の団体の比率が高いが、59市町村のうち21市町村は、内陸部に立地している。岩手県では、復興計画を策定した団体は全て沿岸部であり、宮城県では復興計画を策定した19団体のうち4団体だけが内陸部に立地しているが、放射性物資による被害をうけた福島県では、復興計画を策定した18団体のうち内陸部に立地する団体が13と過半を占めており、他県と異なった傾向がみられる。

図表 1 調査対象市町村の復興計画の策定状況（不明を除く）



図表 2 復興計画策定の進捗状況（特定被災地方公共団体、特定被災区域の9県、227市町村）

策定済み (4県、59市町村)	<p>県(4):青森県、岩手県、宮城県、福島県</p> <p>青森県(3):三沢市、八戸市、おいらせ町</p> <p>岩手県(12):野田村、岩泉町、山田町、普代村、陸前高田市、釜石市、洋野町、宮古市、田野畑村、大船渡市、久慈市、大槌町</p> <p>宮城県(19):亘理町、多賀城市、角田市、大崎市、仙台市、石巻市、登米市、東松島市、女川町、利府町、岩沼市、塩竈市、気仙沼市、七ヶ浜町、名取市、白石市、山元町、松島町、南三陸町</p> <p>福島県(18):新地町、矢吹町、郡山市、川俣町、二本松市、鮫川村、本宮市、国見町、猪苗代町、須賀川市、西郷村、相馬市、白河市、福島市、いわき市、南相馬市、広野町、飯舘村</p> <p>茨城県(3):日立市、常陸太田市、神栖市</p> <p>千葉県(4):山武市、旭市、銚子市、香取市</p>
最終案作成(未議決) (2市町村)	<p>福島県(2):鏡石町、伊達市</p>
現在策定作業中 (8市町村)	<p>福島県(4):富岡町、田村市、大熊町、葛尾村、</p> <p>茨城県(3):笠間市、小美玉市、高萩市、</p> <p>長野県(1):栄村</p>
未策定だが、今後策定予定(4市町村)	<p>福島県(4):塙町、下郷町、玉川村、双葉町</p>
未定 (6市町村)	<p>北海道(1):八雲町</p> <p>福島県(3):会津坂下町、柳津町、矢祭町</p> <p>長野県(1):野沢温泉村</p> <p>千葉県(1):柏市</p>
復興計画は策定しない (5県、129市町村)	<p>県(5):茨城県、長野県、栃木県、千葉県、新潟県</p> <p>北海道(3):広尾町、浜中町、鹿部町</p> <p>青森県(1):階上町</p> <p>岩手県(21):盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、軽米町、九戸村、一戸町</p> <p>宮城県(17):栗原市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町</p> <p>福島県(18):桑折町、大玉村、天栄村、湯川村、泉崎村、浅川町、三春町、小野町、会津美里町、南会津町、磐梯町、金山町、西会津町、檜枝岐村、中島村、喜多方市、会津若松市、棚倉町、只見町</p> <p>茨城県(28):水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂</p>

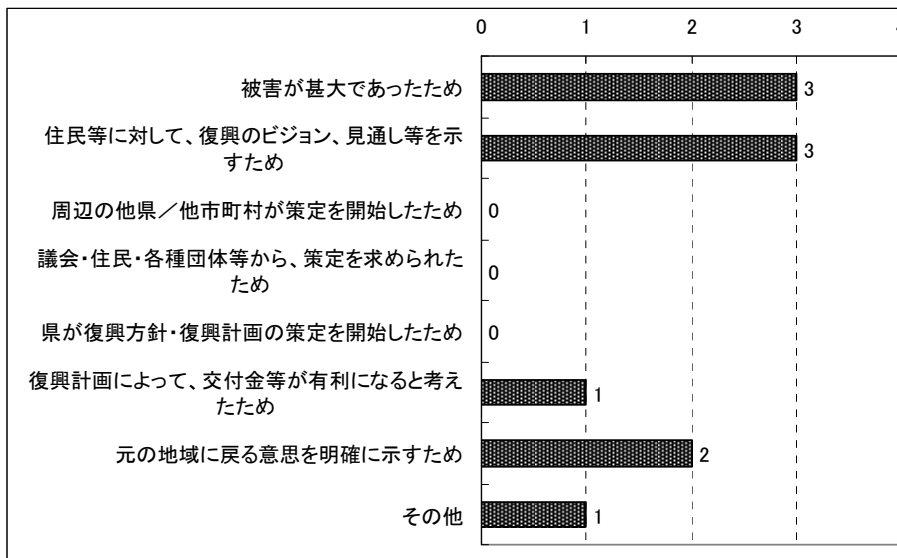
	<p>市,筑西市,坂東市,稲敷市,かすみがうら市,桜川市,銚田市,つくばみらい市,茨城町,城里町,東海村,大子町,美浦村,河内町,阿見町</p> <p>栃木県(16):宇都宮市,足利市,佐野市,小山市,真岡市,大田原市,矢板市,那須塩原市,那須烏山市,益子町,茂木町,芳賀町,高根沢町,那須町,那珂川町,さくら市</p> <p>埼玉県(1):久喜市</p> <p>千葉県(21):千葉市,市川市,船橋市,松戸市,成田市,佐倉市,東金市,八千代市,印西市,富里市,匝瑳市,酒々井町,栄町,神崎町,多古町,東庄町,大網白里町,九十九里町,横芝光町,白子町,野田市</p> <p>新潟県(3):十日町市,上越市,津南町</p>
<p>不明(アンケート未回収、復興計画 pdf 未収集) (19 市町村)</p>	<p>福島県(9):北塩原村,三島町,昭和村,石川町,平田村,古殿町,楢葉町,川内村,浪江町</p> <p>栃木県(1):市貝町</p> <p>茨城県(6):北茨城市,鹿嶋市,潮来市,行方市,大洗町,利根町</p> <p>千葉県(3):習志野市,我孫子市,浦安市</p>

### 3. 復興計画の策定理由、策定しない理由

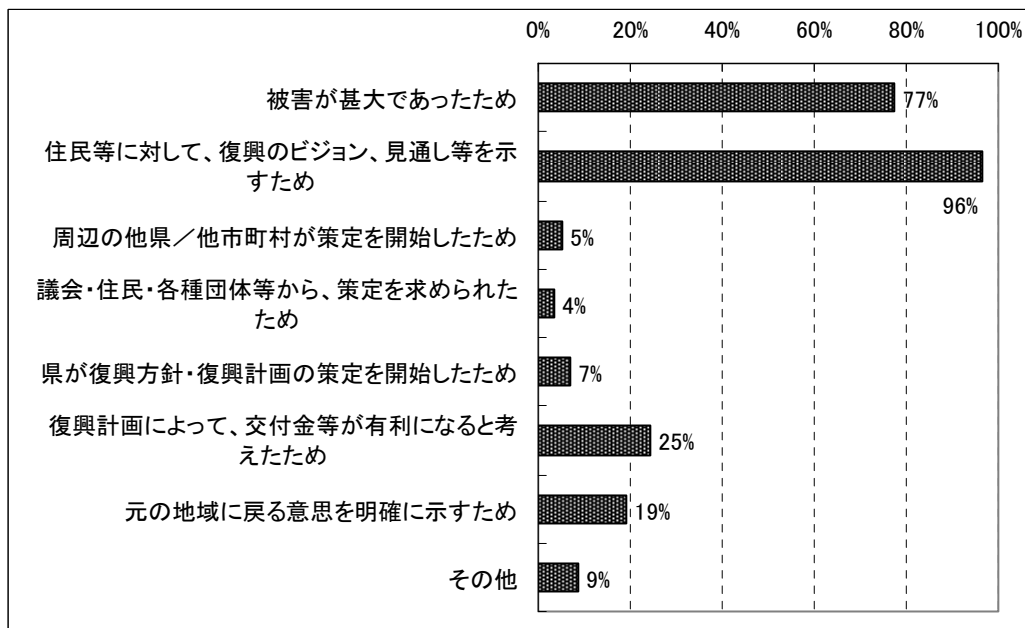
#### (1) 復興計画を策定した理由

市町村が復興計画を策定した理由は、「住民等に対して、復興のビジョン、見通し等を示すため」とする回答が最も多く 96%の団体が挙げており、これに次いで「被害が甚大であったため」が 77%で続いている。

図表 3 復興計画を策定した理由（対象県=3、複数回答）

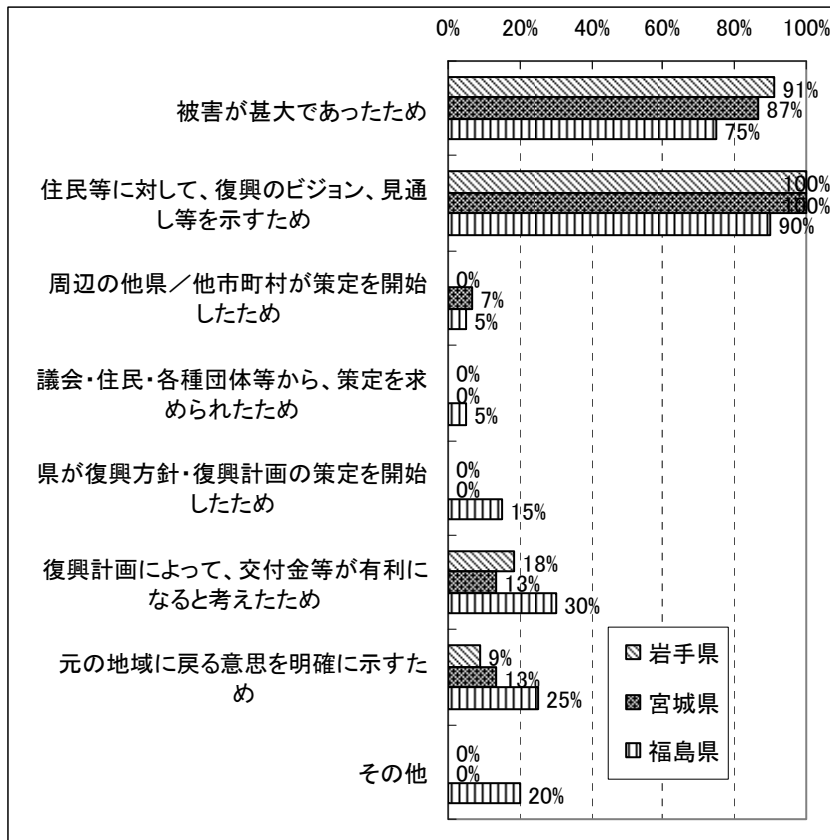


図表 4 復興計画を策定した理由（対象市町村=57、複数回答）

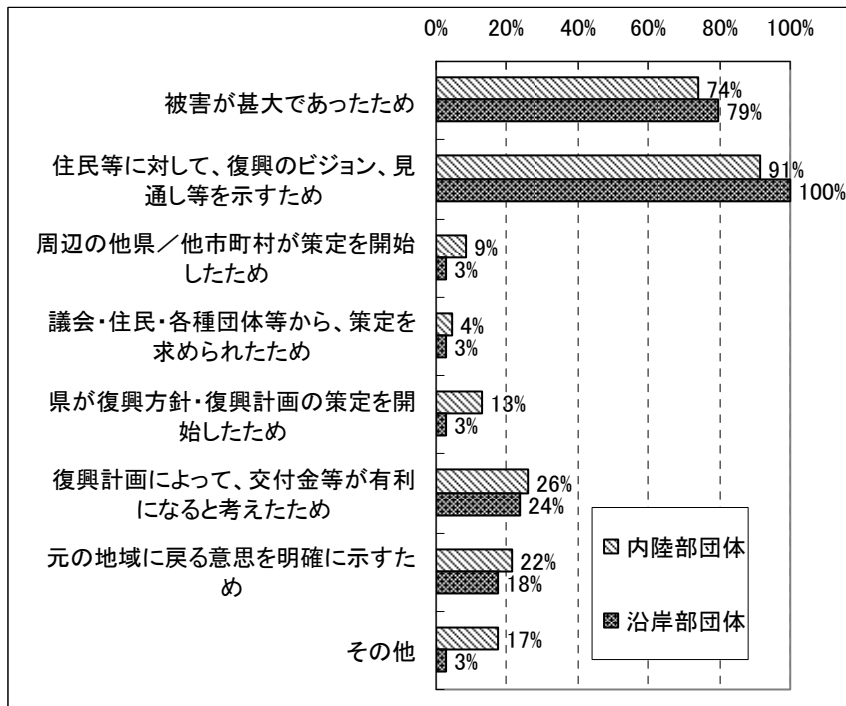




図表 5 復興計画を策定した理由（県別、複数回答）



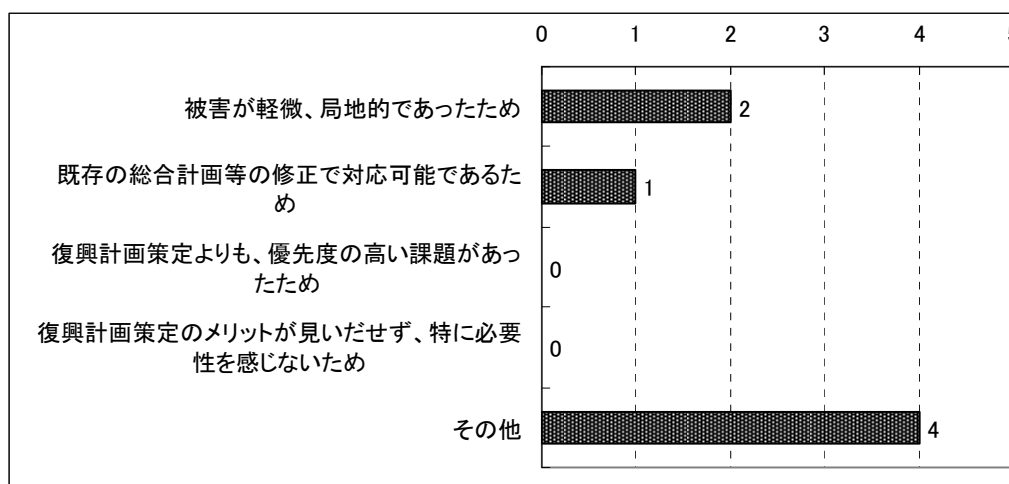
図表 6 復興計画を策定した理由（立地別、複数回答）



## (2) 復興計画を策定しない理由

復興計画を策定しなかった地方公共団体に対して、アンケートにてその理由を尋ねたところ、県については、被害が軽微であったことや既存の計画等で対応可能なことなど、その他として様々な理由が挙げられた。市町村については、「被害が軽微、局地的であったため」とする回答が71%と最大であった。

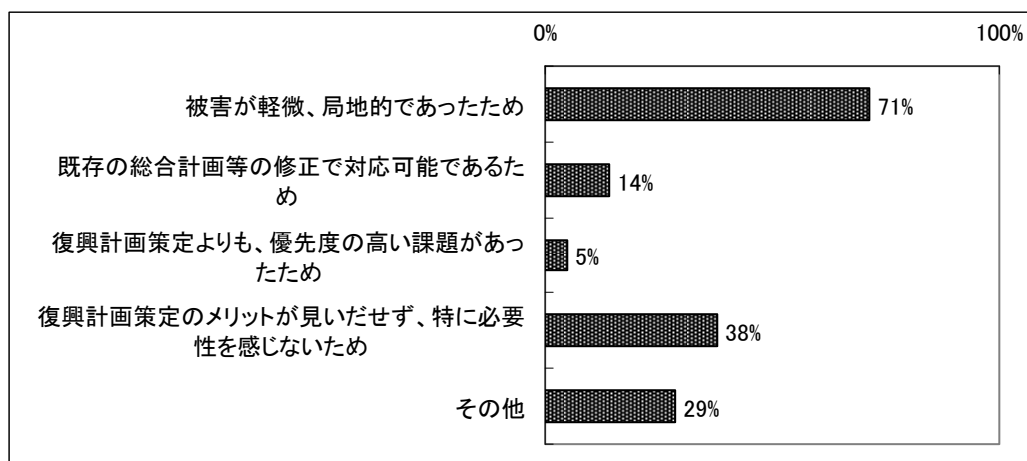
図表 7 復興計画を策定しなかった理由（対象県=5、複数回答）



### その他の理由

- ・ 復興計画策定よりも復旧作業を優先的にを行うため
- ・ 本県では、平成23年にスタートさせた重点戦略に掲げる「安心」、「成長」、「環境」の3つの重点戦略は、地域における支え合いの推進や、本県の強みを活かした産業の振興、環境にやさしいエネルギーの地産地消の挑戦など、いずれも震災からの立ち直り、新たな県づくりを進めていく上で欠かすことのできない政策の軸となるものであることから、その着実な推進により本県の復興を図っていくこととしている。そのため、改めて復興計画を策定することは考えていない。
- ・ 被災状況に地域特性が見られるため、復興に係る指針を策定し、復興の方向性を示した上で具体的な施策については個別の計画で対応することとしたため。
- ・ 被害が局地的であり、かつ被災市町村において復興計画の策定を行わないため。

図表 8 復興計画を策定しなかった理由（対象市町村=21、複数回答）

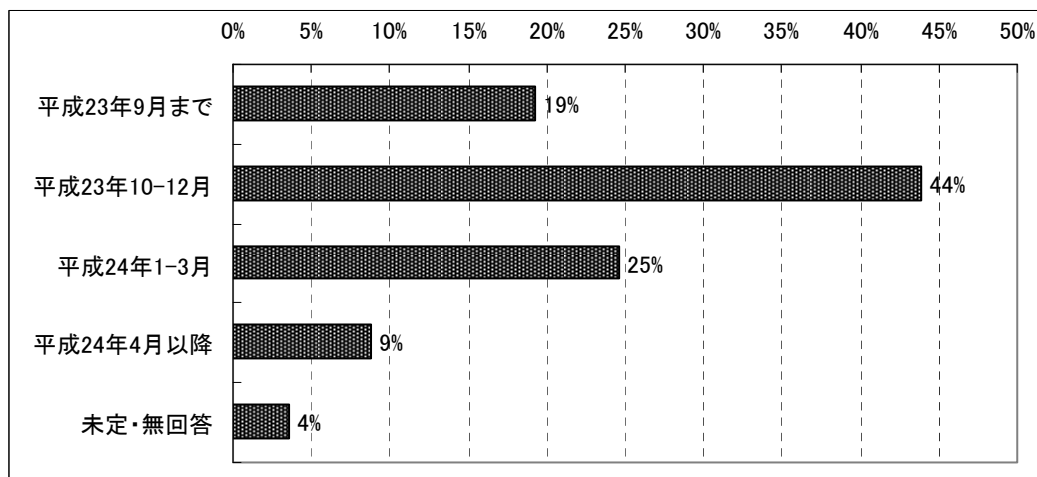


#### 4. 復興計画の策定期期

##### (1) 復興計画の策定期期

全体では、地震から半年の平成 23 年 9 月までに策定した団体は 19%にとどまり、平成 23 年 10 月から 12 月に策定した団体が 44%と最も多くなっている。また平成 24 年度に策定予定の団体も 9%存在している。

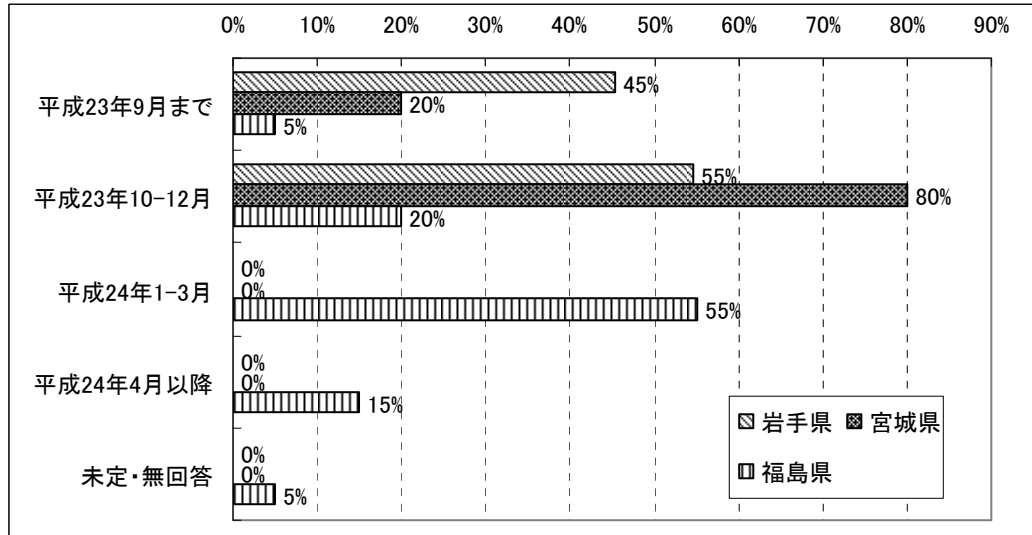
図表 9 市町村の復興計画の策定期期（対象市町村=57、単一回答）



県別の状況を見ると、岩手県では 45%の団体が平成 23 年 9 月までに策定しており、宮城県、福島県に比べて迅速に復興計画を策定している。宮城県では、80%の団体が平成 23 年 10 月から 12 月の間に復興計画を策定しており、県内の市町村の復興計画策定に向けたスケジュールがそろっている。岩手県、宮城県では、平成 23 年末までに全ての団体での復興計画策定が終了しているが、福島県は復興計画策定の動きが遅く、平成 23 年 9 月までに策

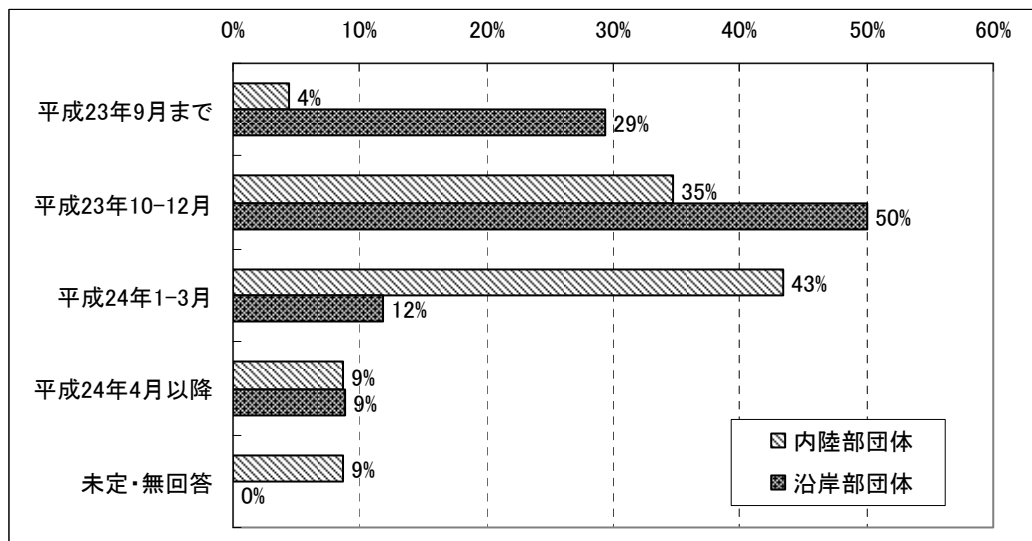
定したのは5%、平成23年10月から12月までに策定したのは20%にとどまり、残りは平成24年以降の策定となっている。

図表 10 市町村の復興計画の策定期期（県別、単一回答）



団体の立地を沿岸部と内陸部に分けて、復興計画の策定期期を比較すると、沿岸部の団体では、平成23年までに約8割で復興計画が策定されている。一方、内陸部の団体は、平成24年以降に復興計画を策定した団体が過半数となっている。これは、福島県において、内陸部に立地している復興計画を策定した団体が多く、福島第一原発の事故が影響しているものと考えられる。

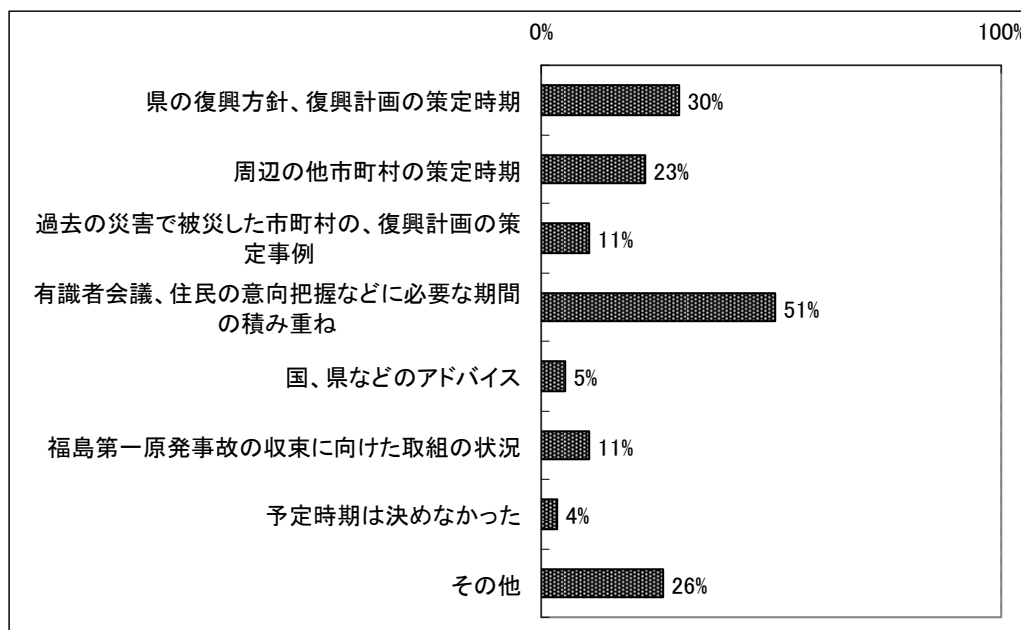
図表 11 市町村の復興計画の策定期期（立地別、単一回答）



## (2) 策定期期の決定理由

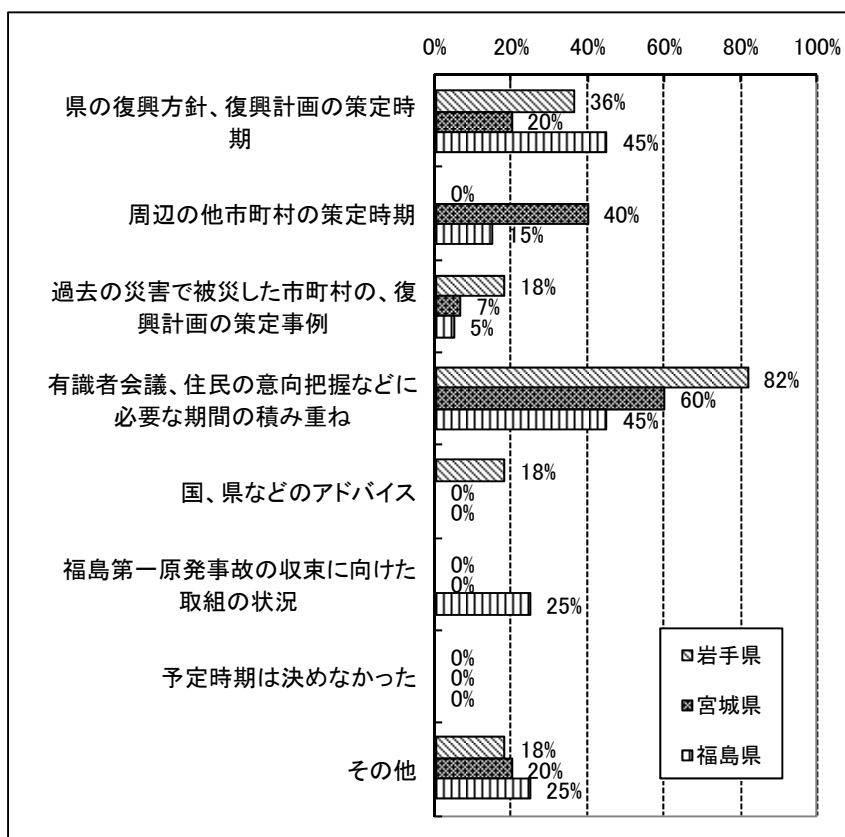
復興計画の策定期期を定めた理由としては、「有識者会議、住民の意向把握などに必要な期間の積み重ね」と回答した団体が 51%と最も多く、これに「県の復興方針、復興計画の策定期期」が 30%、「周辺の他市町村の策定期期」が 23%で続いている。必要なプロセスから策定に向けた時期を検討する一方、県や周辺市町村の動向にも留意しながら、復興計画の策定期期が決定されている。

図表 12 市町村の復興計画の策定期期の決定理由（対象市町村＝57、複数回答）



県別の状況を見ると、岩手県では、「有識者会議、住民の意向把握などに必要な期間の積み重ね」とする団体が 82%と他県と比べても多い傾向にある。宮城県では、岩手県・福島県に比べて、「周辺の他市町村の策定期期」とする回答が 40%と多く、このことが復興計画の策定期期は平成 23 年 10 月から 12 月に集中したにも影響していると考えられる。福島県では、「有識者会議、住民の意向把握などに必要な期間の積み重ね」に加えて、「県の復興方針、復興計画の策定期期」が 45%と高いうえ、「福島第一原発の収束に向けた取組の状況」を挙げた団体も 25%存在している。

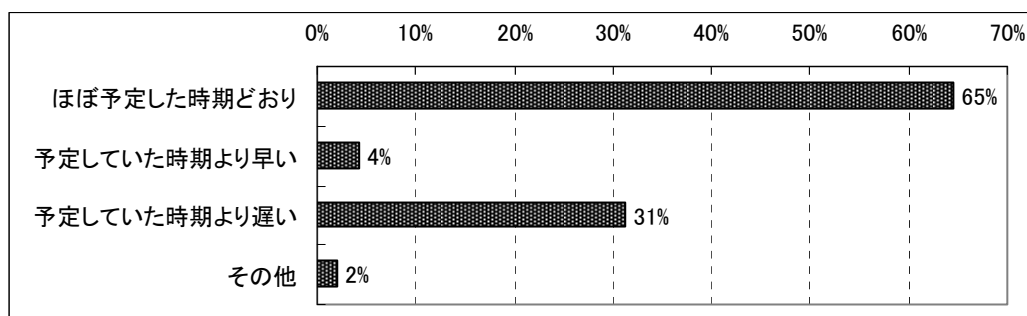
図表 13 市町村の復興計画の策定期期の決定理由（県別、複数回答）



### (3) 予定と比較した、実際の策定期期の評価

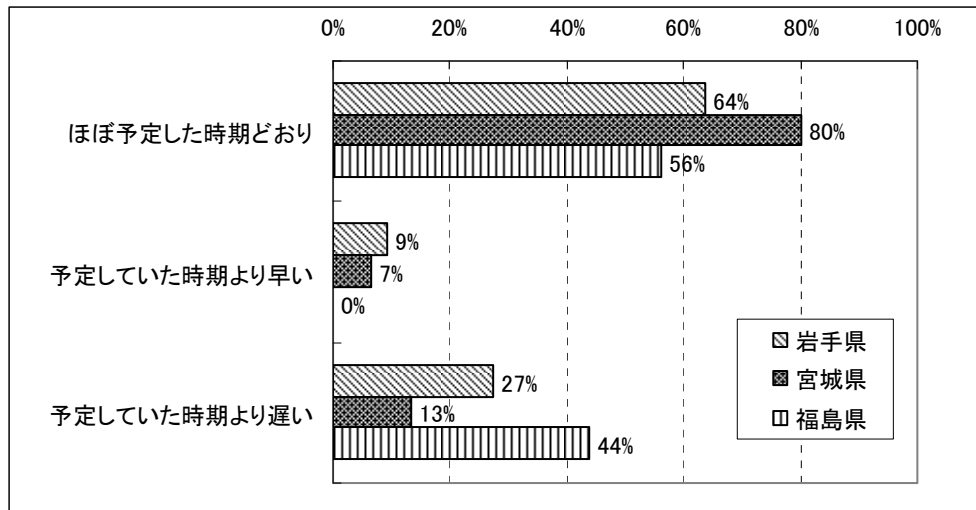
全体では、「ほぼ予定した時期どおり」とする団体が 65%と最も多いが、「予定していた時期より遅い」とする団体も 31%あり、予定どおりのスケジュールで復興計画の策定が進められなかった団体があったことが分かる。

図表 14 予定と比較した、市町村の復興計画の策定期期の評価  
(対象市町村=48、単一回答)



県別にみると、岩手県では「ほぼ予定した時期どおり」とする団体の比率が 80%と高い。一方、福島県では「予定していた時期より遅い」とする団体が 44%あり、岩手県、宮城県と比較すると、復興計画策定に遅れが生じている。

図表 15 予定と比較した、市町村の復興計画の策定期期の評価（県別、単一回答）

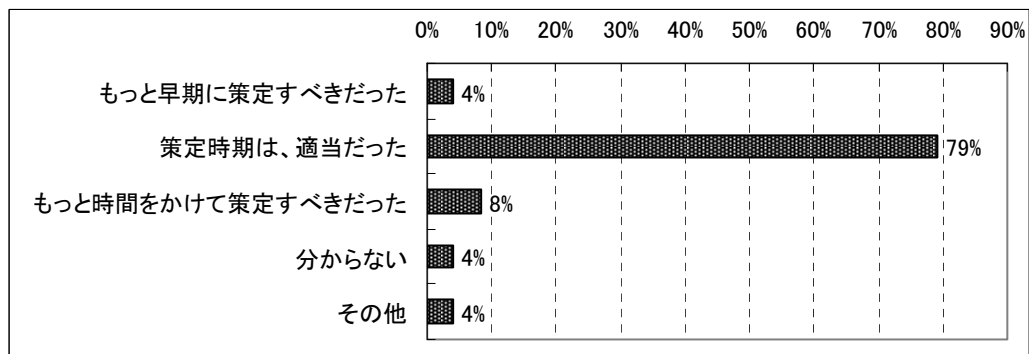


#### (4) 策定期期への評価

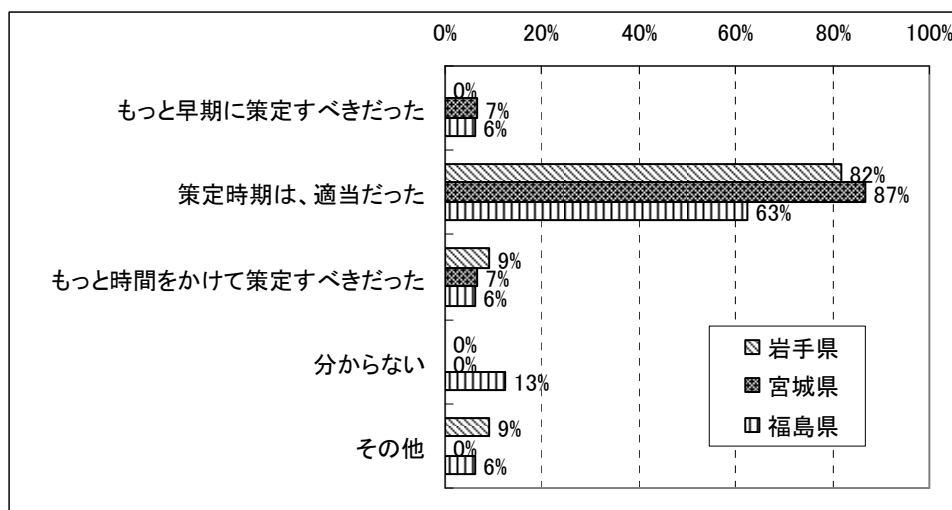
全体では、「策定期期は適当だった」とする団体が約8割と多数を占めている。

県別でみると、岩手県、宮城県では「策定する時期は適当だった」とする団体の比率が高いが、福島県では「分からない」とする団体が13%あり、震災被害だけでなく放射性物質による被害を受けた状況の複雑さがうかがわれる。

図表 16 市町村の復興計画の策定期期の評価（対象市町村=48、単一回答）



図表 17 市町村の復興計画の策定期期の評価（県別、単一回答）

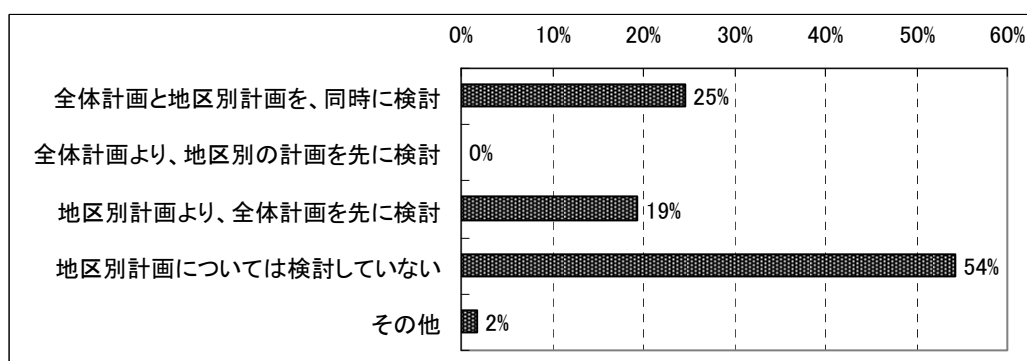


## 5. 地区別計画の策定状況

復興計画において、地区別の計画を検討したかどうかについては、全体では、54%の団体は「地区別計画については検討していない」と回答しており、25%の団体は「全体計画と地区別計画を、同時に検討」、19%の団体は「地区別計画より、全体計画を先に検討」と回答している。

全体計画より地区別計画を先に検討した団体は存在しておらず、全体計画が先行するか、同時並行にて復興計画が策定されている。

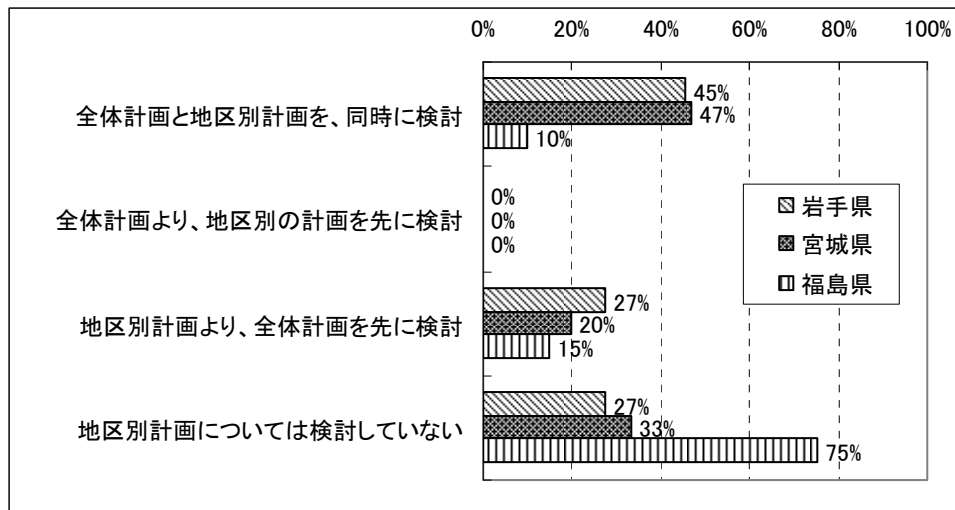
図表 18 全体計画と地区別計画との策定手順（対象市町村=57、単一回答）



県別の状況をみると、岩手県、宮城県では、半数近い団体が、「全体計画と地区別計画を同時に検討」と回答している。福島県では、「地区別計画については検討していない」とする団体が75%と、岩手県・宮城県に比べて多くなっている。これは、岩手県、宮城県では、津波で被災した沿岸部の地区と、津波被害のない内陸部とで被害状況の差が大きいことに対して、主に原発事故の影響に対して復興計画が検討されている福島県の内陸部の団体では、自治体内での被害の格差がそれほど大きくないことが影響していると考えられる。



図表 19 全体計画と地区別計画との策定手順（県別、単一回答）

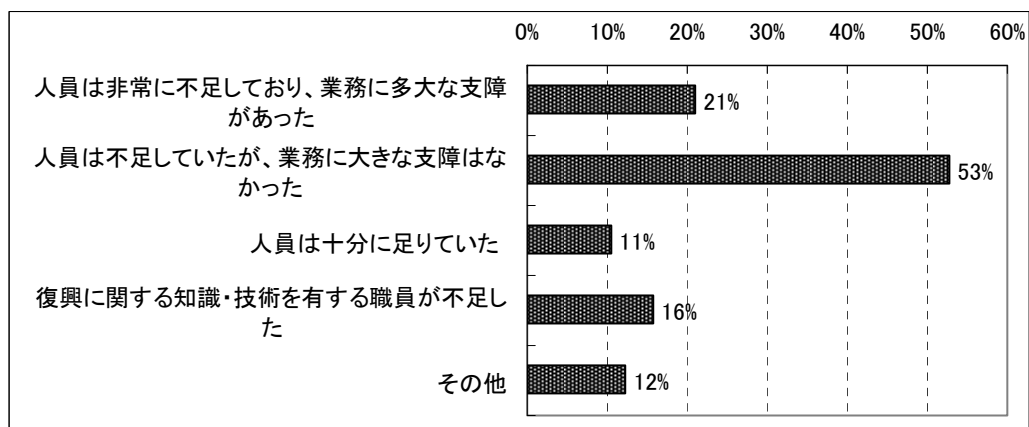


### III. 復興計画の策定体制

#### 1. 職員数の不足状況

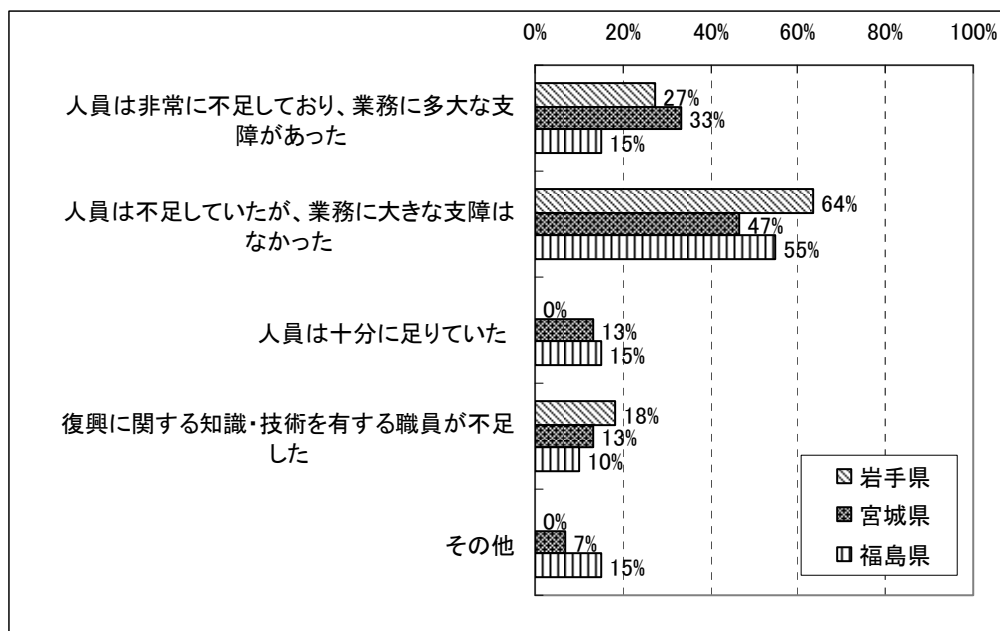
全体では、「人員は非常に不足しており、業務に多大な支障があった」とする団体が21%、「人員は不足していたが、業務に大きな支障はなかった」とする団体が53%であり、70%を超える団体で人員が不足していた。

図表 20 職員数の不足状況（対象市町村=57、複数回答）

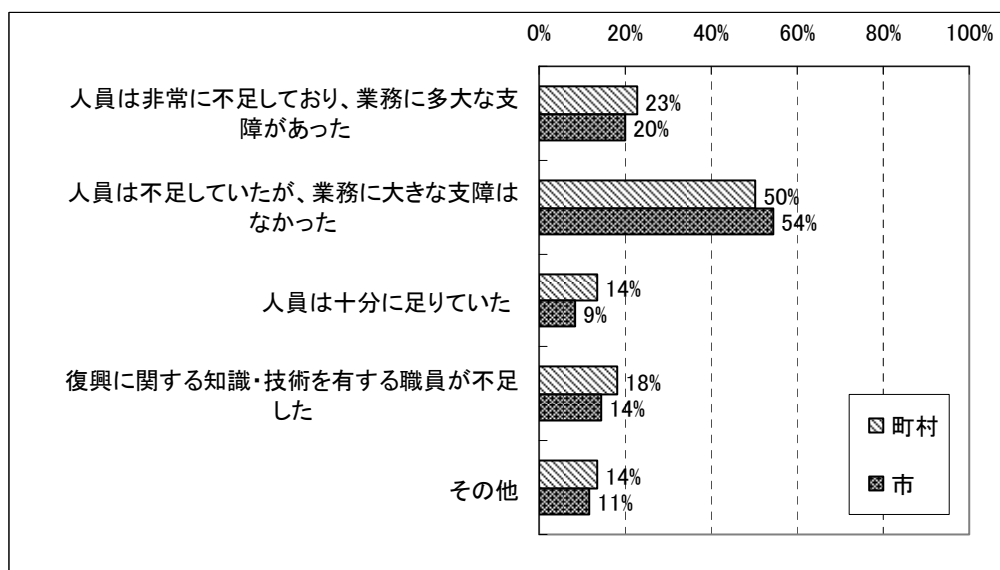


県別にみると、岩手県、宮城県では、「人員は非常に不足しており、業務に多大な支障があった」とする団体の比率が高かった。また市と町村という自治体の規模では、大きな違いはみられなかった。

図表 21 職員数の不足状況（県別、複数回答）

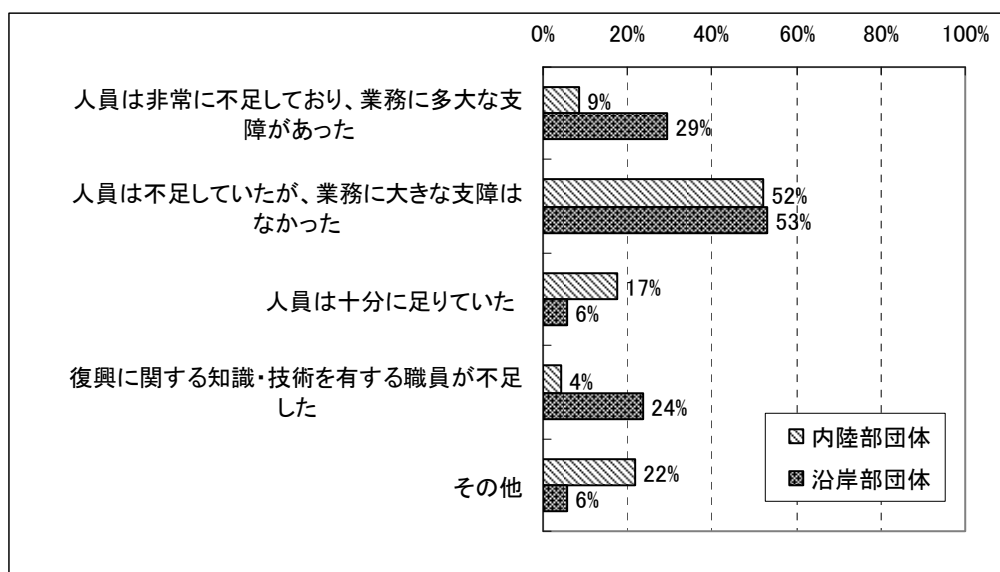


図表 22 職員数の不足状況（市／町村別、複数回答）



団体の立地別にみると、津波によって甚大な被害を受けた沿岸部の自治体では、「人員は非常に不足しており、業務に多大な支障があった」とする団体が 29%であり、内陸部の団体が 9%だったのに比べて高くなる傾向がみられた。「復興に関する知識・技術を有する職員が不足した」との回答も、沿岸部の団体では 24%であり、内陸部の団体の 4%を大きく上回っている。

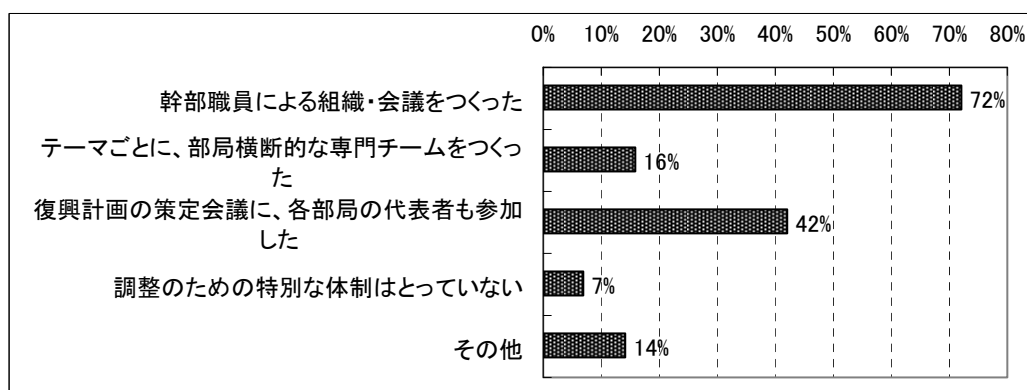
図表 23 職員数の不足状況（立地別、複数回答）



## 2. 庁内の部局間調整体制

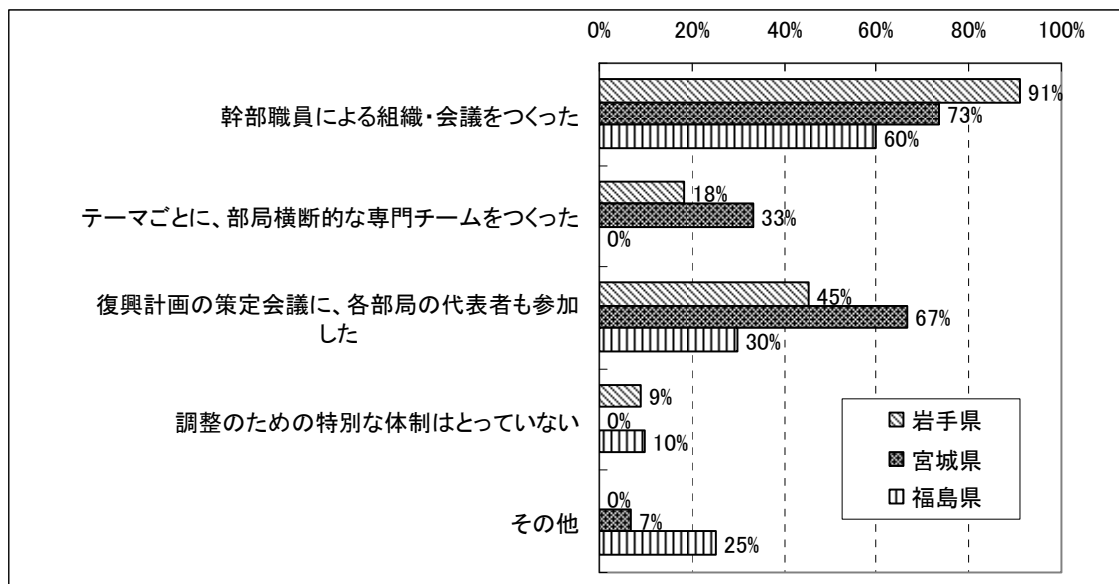
全体では、「幹部職員による組織・会議をつくった」とする団体が72%、「復興計画の策定会議に、各部局の代表者も参加した」とする団体42%で、多くなっている。

図表 24 庁内の部局間調整体制（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、岩手県では「幹部職員による組織・会議をつくった」とする団体が91%と多く、宮城県では「幹部職員による組織・会議をつくった」(73%)と、「復興計画の策定会議に、各部局の代表者も参加した」(67%)が、ほぼ同数となっている。また「チームごとに、部局横断的な専門チームをつくった」とする団体も宮城県で多く(33%)、宮城県内では、様々な方法での部局間調整体制がとられていたことが分かる。

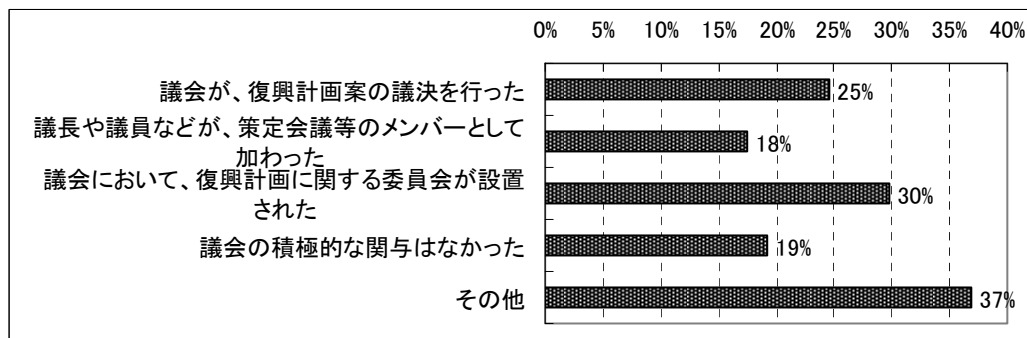
図表 25 庁内の部局間調整体制（県別、複数回答）



### 3. 議会の関与

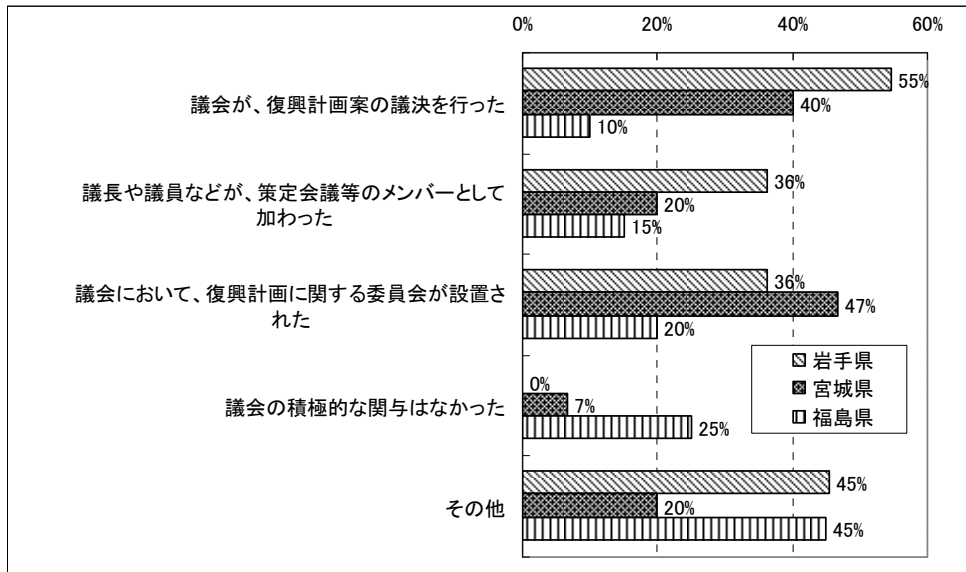
議会の関与については、「議会において、復興計画に関する委員会が設置された」とする団体が 30%と最も多いが、「議会が復興計画案の議決を行った」(25%)、「議会の積極的な関与はなかった」(19%)、「議長や議員などが策定会議等のメンバーとして加わった」(18%)とする団体もあり、議会の復興計画への関与の方法は、団体により様々であった。

図表 26 復興計画策定への議会の関与（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、最も多い回答は、岩手県では「議会が復興計画案の議決を行った」(55%)であり、宮城県では「議会において、復興計画に関する委員会が設置された」(47%)、福島県では「議会の積極的な関与はなかった」(25%)であり、県によって議会の関与の方法に違いがみられる。

図表 27 復興計画策定への議会の関与（県別、複数回答）

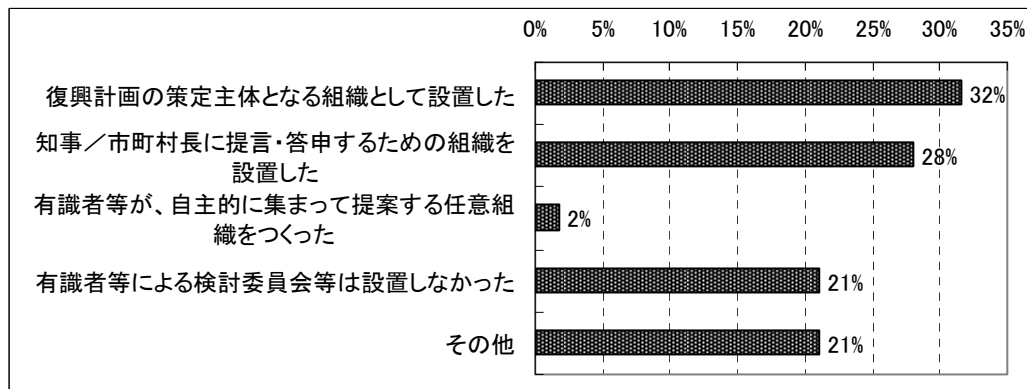


#### 4. 有識者等による検討委員会等の状況

##### (1) 検討委員会等の設置状況

全体では、「復興計画の策定主体となる組織として設置した」とする回答が 32%と最も多く、「市町村長に提言・答申するための組織を設置した」が 28%と続いている。また、「有識者等による検討委員会等は設置しなかった」とする団体も 21%あった。

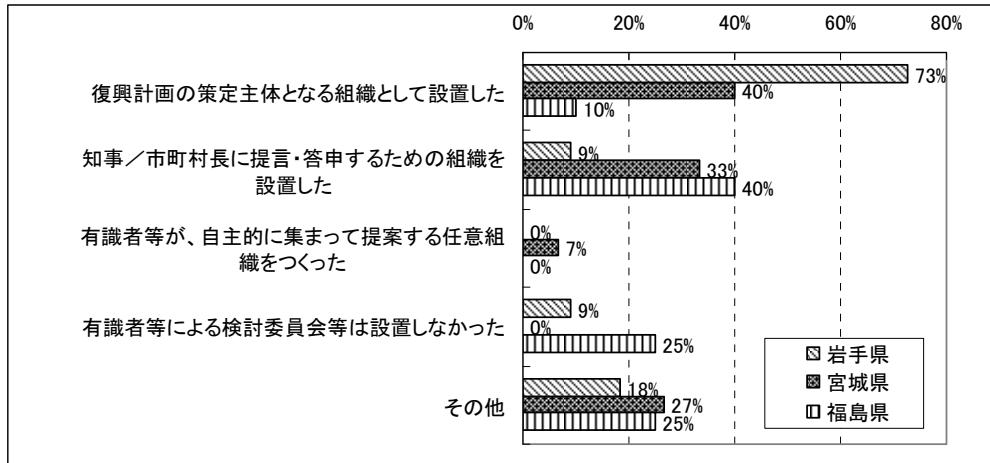
図表 28 有識者等による検討委員会等の設置状況（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、岩手県では、「復興計画の策定主体となる組織として設置した」という団体が 73%と大多数を占めている。一方、宮城県では、「復興計画の策定主体となる組織として設置した」(40%)と、「市町村長に提言・答申するための組織を設置した」(33%)とが、岩手県

ほど大きな違いがない。福島県では、「有識者等による検討委員会等は設置しなかった」とする回答が25%であり、岩手県・宮城県よりも多くなっている。

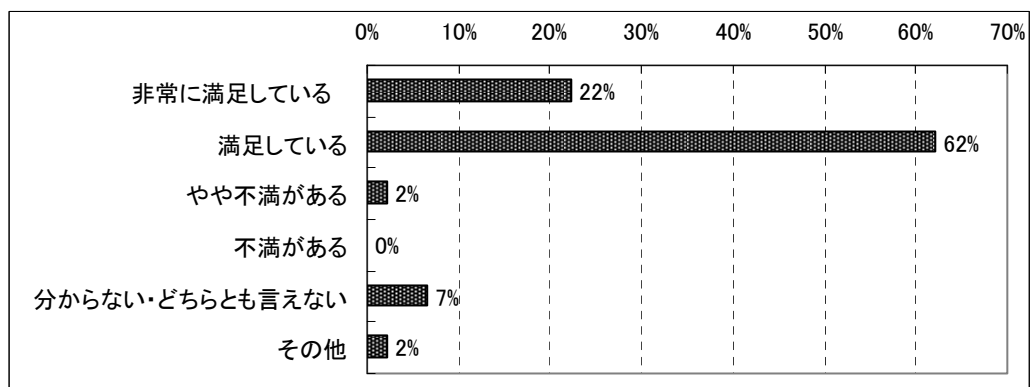
図表 29 有識者等による検討委員会等の設置状況（県別、複数回答）



## (2) 委員会等への評価

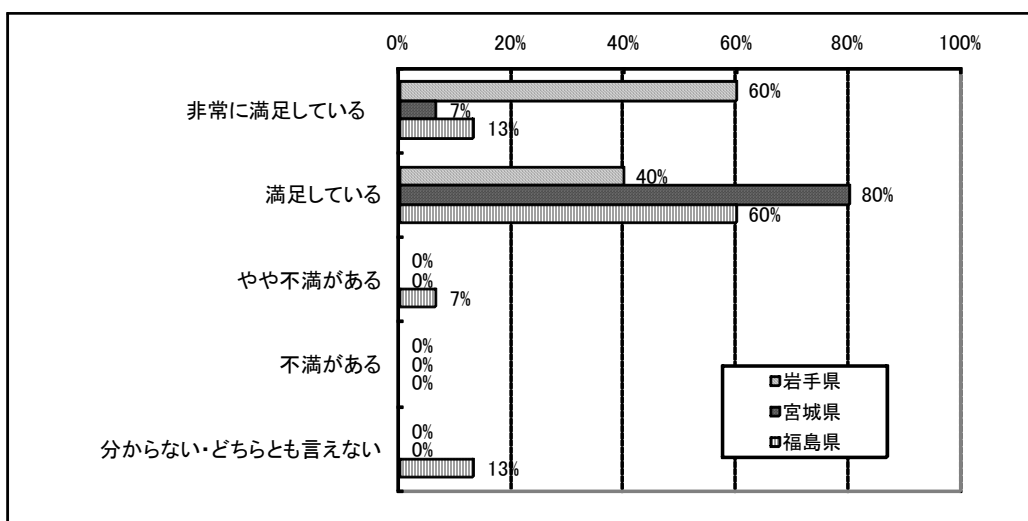
全体では、「非常に満足している」とする団体が22%、「満足している」とする団体が62%であり、有識者等による検討委員会の設置に対して、満足している団体がほとんどとなっている。

図表 30 有識者等による検討委員会への評価（対象市町村=57、単一回答）



県別にみると、岩手県では、「非常に満足している」が60%であり、宮城県・福島県と比べて非常に多くなっている。

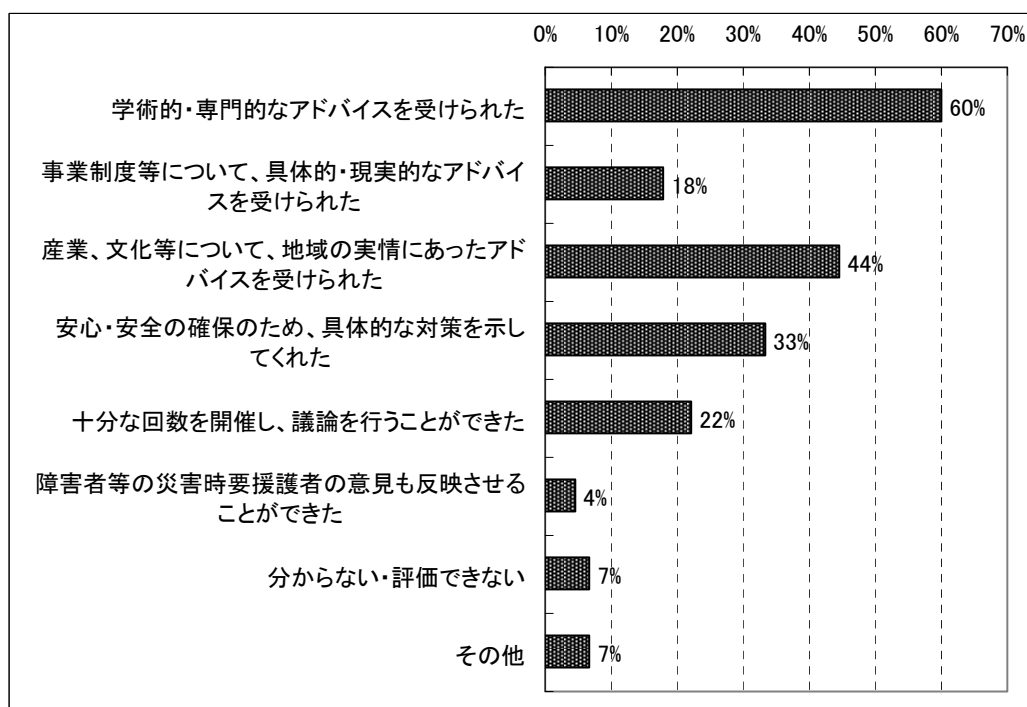
図表 31 有識者等による検討委員会への評価（県別、単一回答）



### (3) 検討委員会等の良かった点

全体では、検討委員会等を開催した良かった点としては「学術的・専門的なアドバイスを受けられた」(60%)、「産業、文化等について、地域の実情にあったアドバイスを受けられた」(44%)、「安心・安全の確保のため、具体的な対策を示してくれた」(33%)を挙げる団体が多かった。

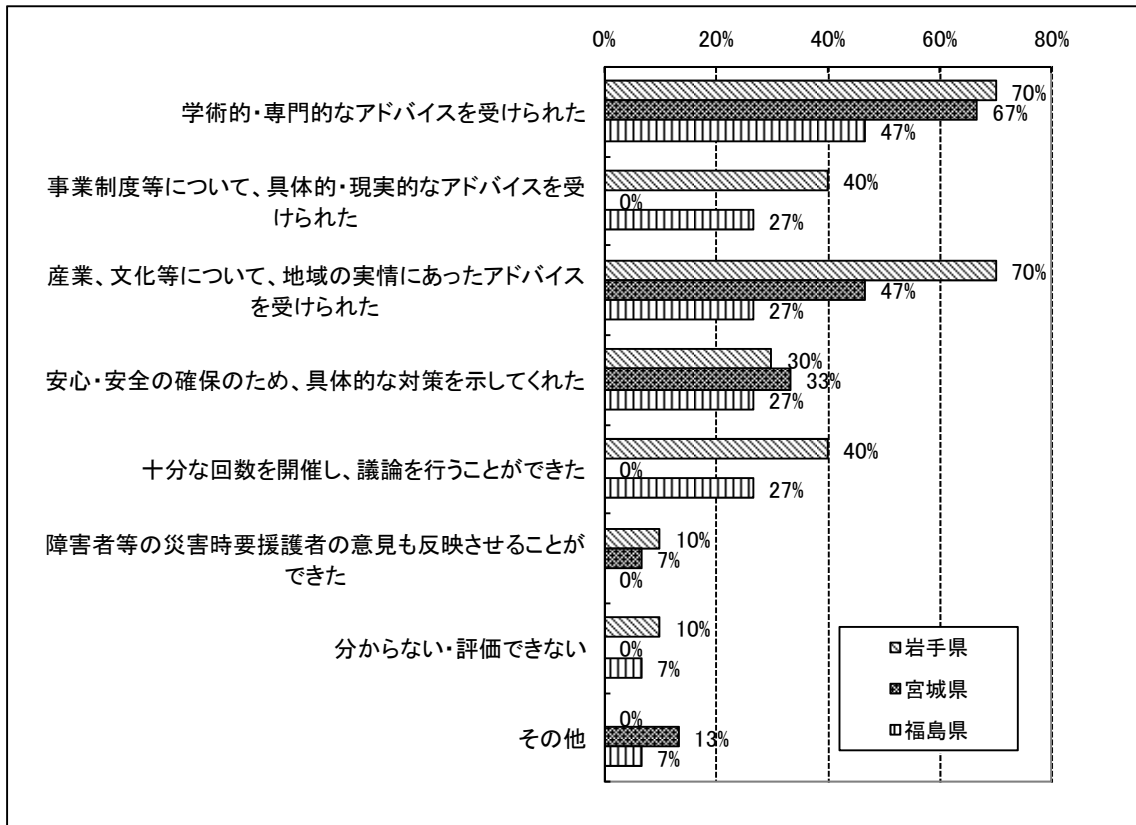
図表 32 有識者等による検討委員会の良かった点（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、良かった点として挙げられた項目には違いがみられる。岩手県では、特に「産業、文化等について、地域の実情にあったアドバイスを受けられた」(70%)、「事業制度

等について、具体的・現実的なアドバイスを受けられた」(40%)、「十分な回数を開催し、議論を行うことができた」(40%)とする団体が、宮城県、福島県に比べて多かった。一方、宮城県では「事業制度等について、具体的・現実的なアドバイスを受けられた」、「十分な回数を開催し、議論を行うことができた」とする団体がゼロであり、岩手県との違いが大きい。

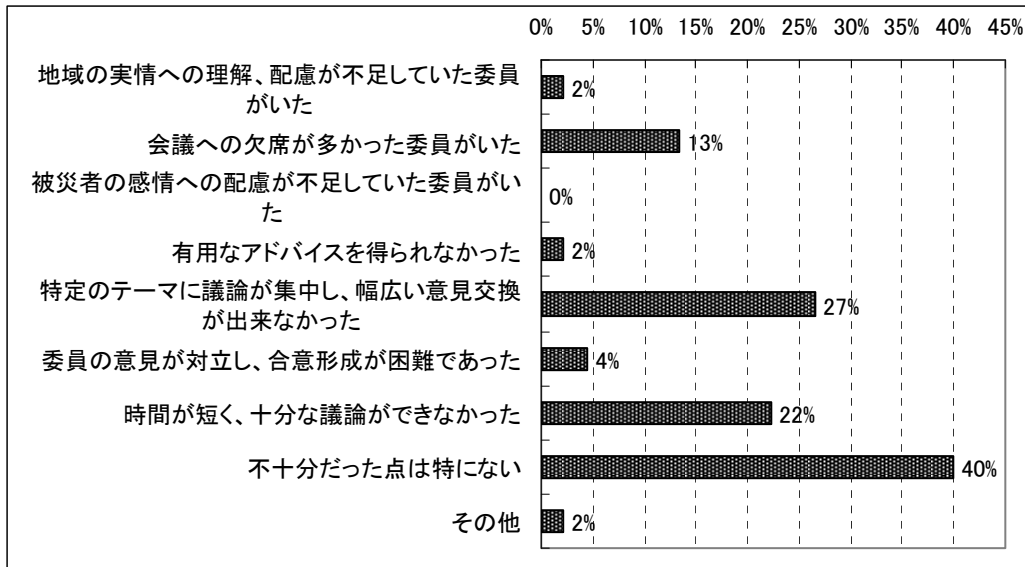
図表 33 有識者等による検討委員会の良かった点（県別、複数回答）



不十分な点については、全体では「特になし」とする団体が 40%と多かったが、「特定のテーマに議論が集中し、幅広い意見交換が出来なかった」(27%)、「時間が短く、十分な議論が出来なかった」(22%)、「会議への欠席が多かった委員がいた」とする団体もあった。

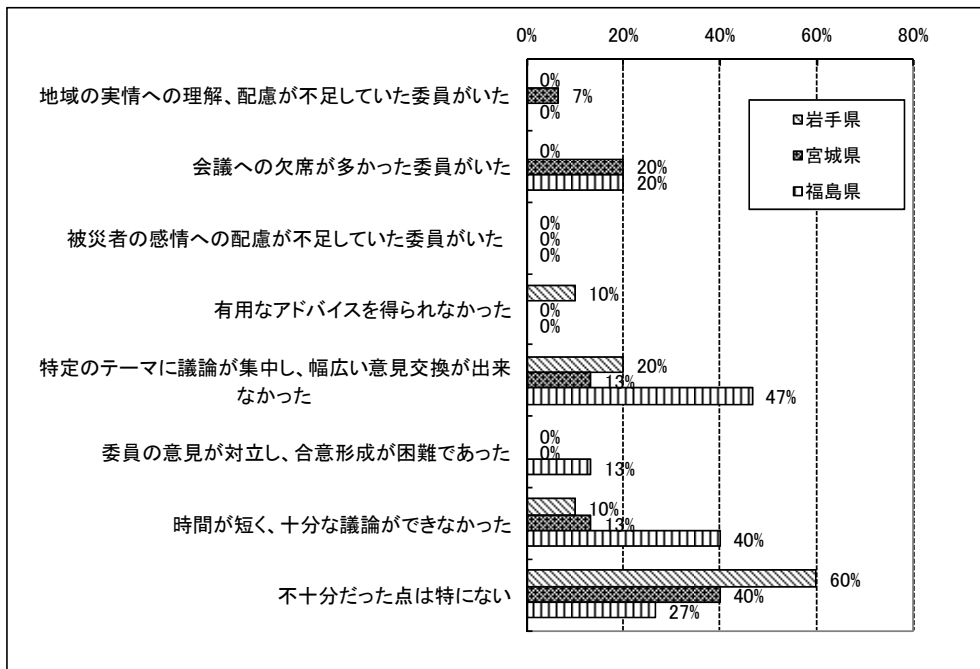


図表 34 有識者等による検討委員会の不十分だった点（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、岩手県では「不十分だった点は特にない」とする団体の比率が60%と高かった。福島県では、「特定のテーマに議論が集中し、幅広い意見交換が出来なかった」(47%)、「時間が短く、十分な議論が出来なかった」(40%)とする団体が岩手県、宮城県よりも多くみられた。

図表 35 有識者等による検討委員会の不十分だった点（県別、複数回答）

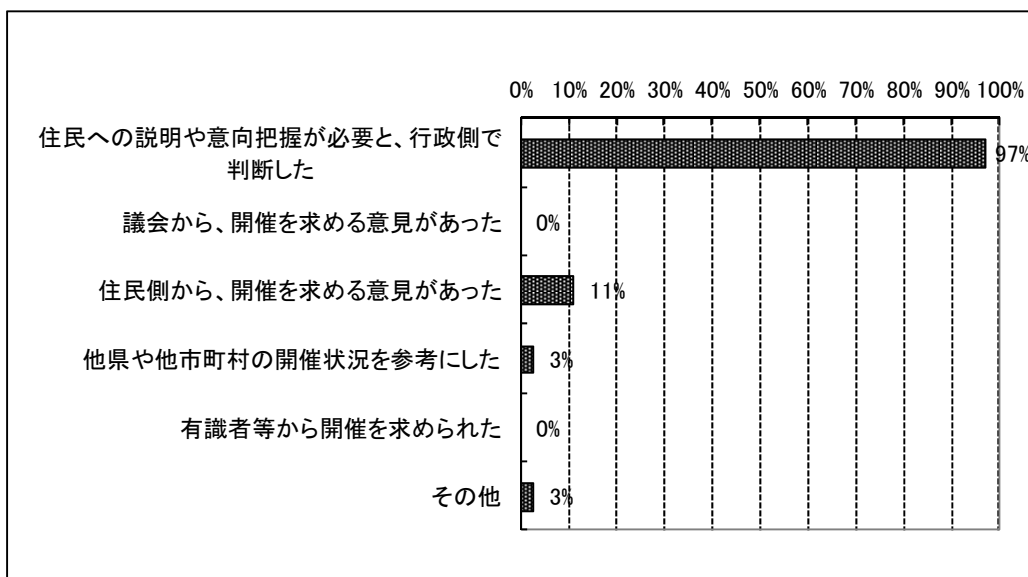


## 5. 住民説明会等の状況

### (1) 開催の経緯

住民説明会等の開催の経緯については、97%の団体で、「住民への説明や意向把握が必要と、行政側で判断した」としている。

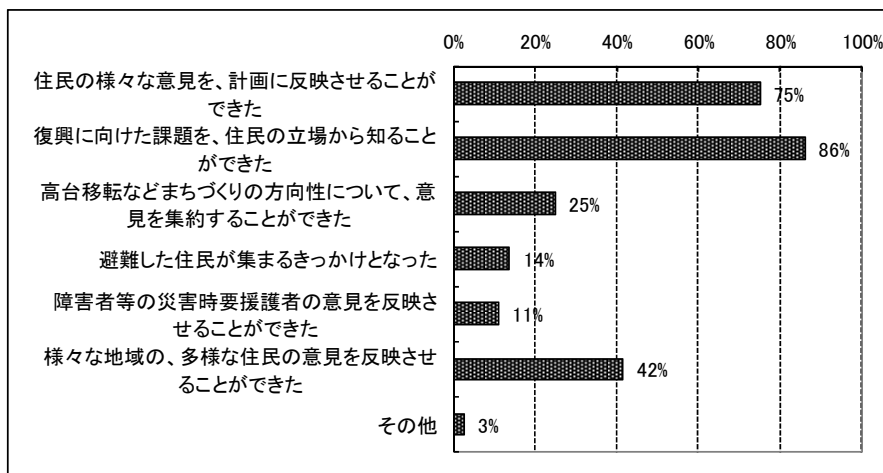
図表 36 住民説明会等の開催経緯（対象市町村=36、複数回答）



### (2) 住民説明会等の良かった点

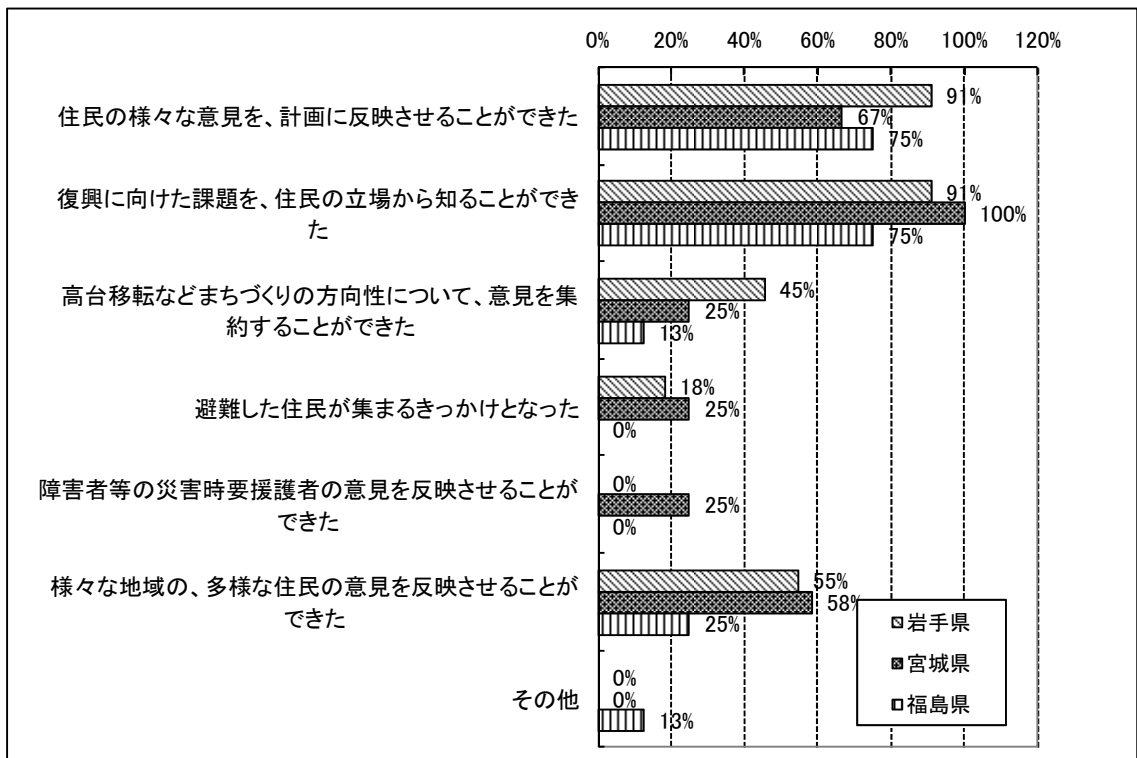
住民説明会等を開催することで良かった点として、「復興に向けた課題を、住民の立場から知ることが出来た」(86%)、「住民の様々な意見を、計画に反映させることができた」(75%)、「様々な地域の、多様な住民の意見を反映させることができた」(42%)を挙げる団体が多くみられた。

図表 37 住民説明会等を開催した良かった点（対象市町村=36、複数回答）



県別でみると、岩手県では、「住民の様々な意見を、計画に反映させることができた」、「高台移転などまちづくりの方向性について、意見を集約することができた」とする回答が、宮城県、福島県と比べて多かった。宮城県では、「障害者等の災害時要援護者の意見を反映させることができた」とする回答が、岩手県、福島県と比べて多かった。福島県では、地域別の計画を策定した比率が低いこともあり、「様々な地域の、多様な住民の意見を反映させることができた」という回答が少なかった。

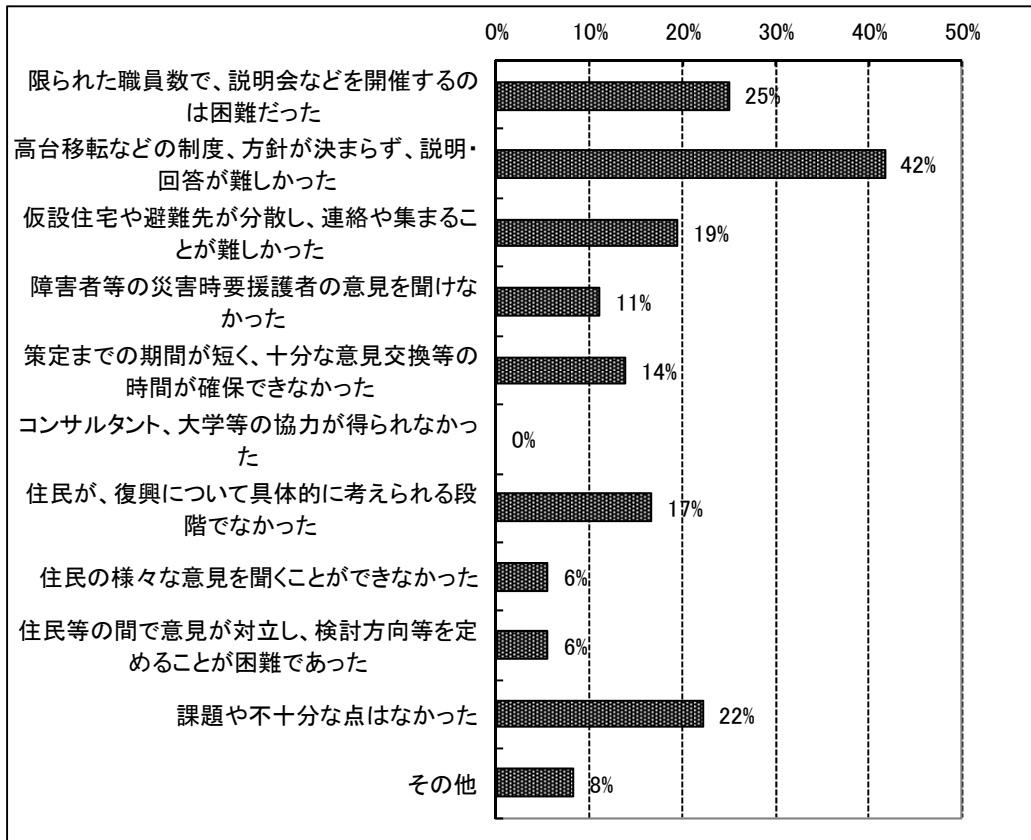
図表 38 住民説明会等を開催した良かった点（県別、複数回答）



### (3) 住民説明会等の課題、不十分だった点

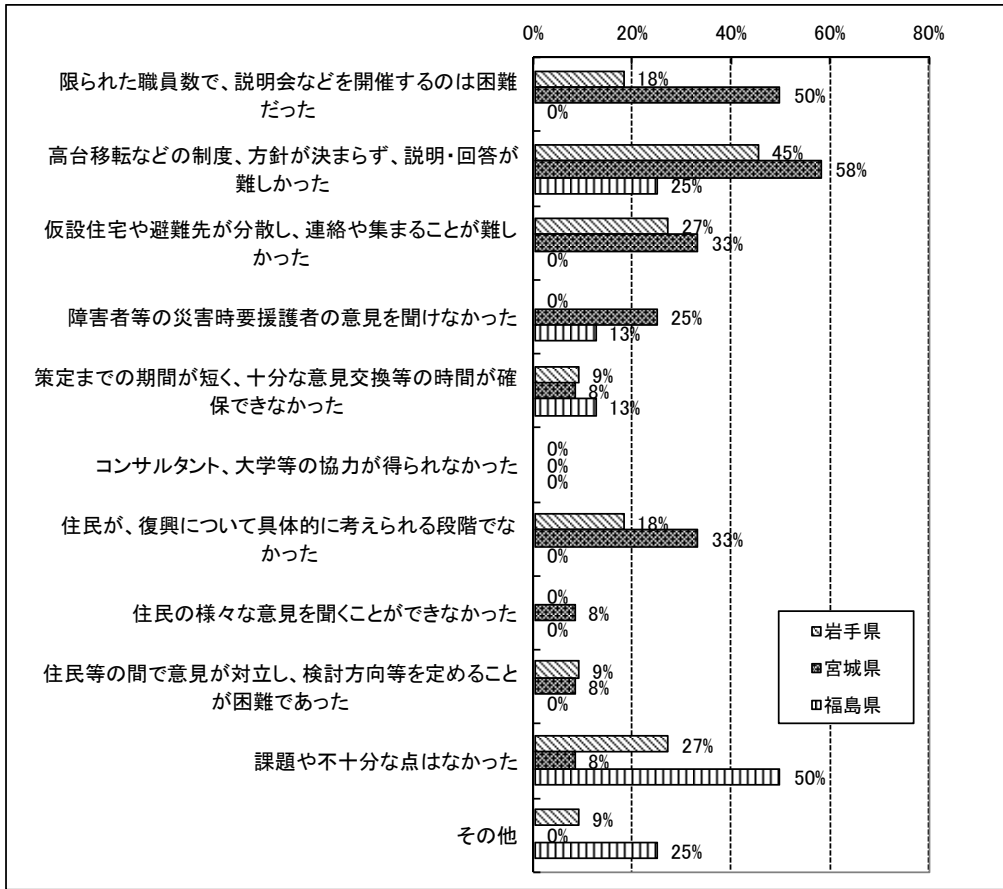
全体では、「高台移転などの制度、方針が決まらず、説明・回答が難しかった」とする団体が 42%で最も多く、次いで「限られた職員数で、説明会などを開催するのは困難だった」(25%)、「仮設住宅や避難先が分散し、連絡や集まるのが難しかった」(19%)、「住民が、復興について具体的に考えられる段階でなかった」(17%)などが課題としてあげられた。

図表 39 住民説明会等の課題、不十分だった点（対象市町村=36、複数回答）



県別にみると、宮城県の団体において課題、不十分だった点が多くあげられる傾向にあり、「高台移転などの制度、方針が決まらず、説明・回答が難しかった」、「限られた職員数で、説明会などを開催するのは困難だった」、「住民が復興について具体的に考えられる段階でなかった」、「障害者等災害時要援護者の意見を聞けなかった」については、宮城県の団体が、岩手県・福島県よりも多く回答している。

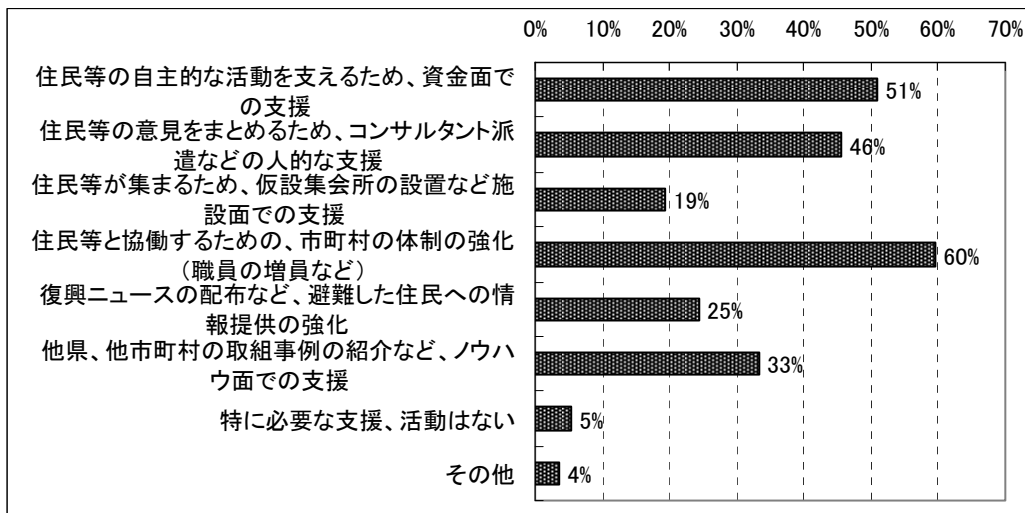
図表 40 住民説明会等の課題、不十分だった点（県別、複数回答）



#### (4) 住民等との協働・連携に必要な支援

全体では、「住民等と協働するための市町村の体制の強化」(60%)、「住民等の自主的な活動を指させるため、資金面での支援」(46%)、「住民等の意見をまとめるため、コンサルタント派遣などの人的な支援」(46%)などの支援を必要とする団体が多い。

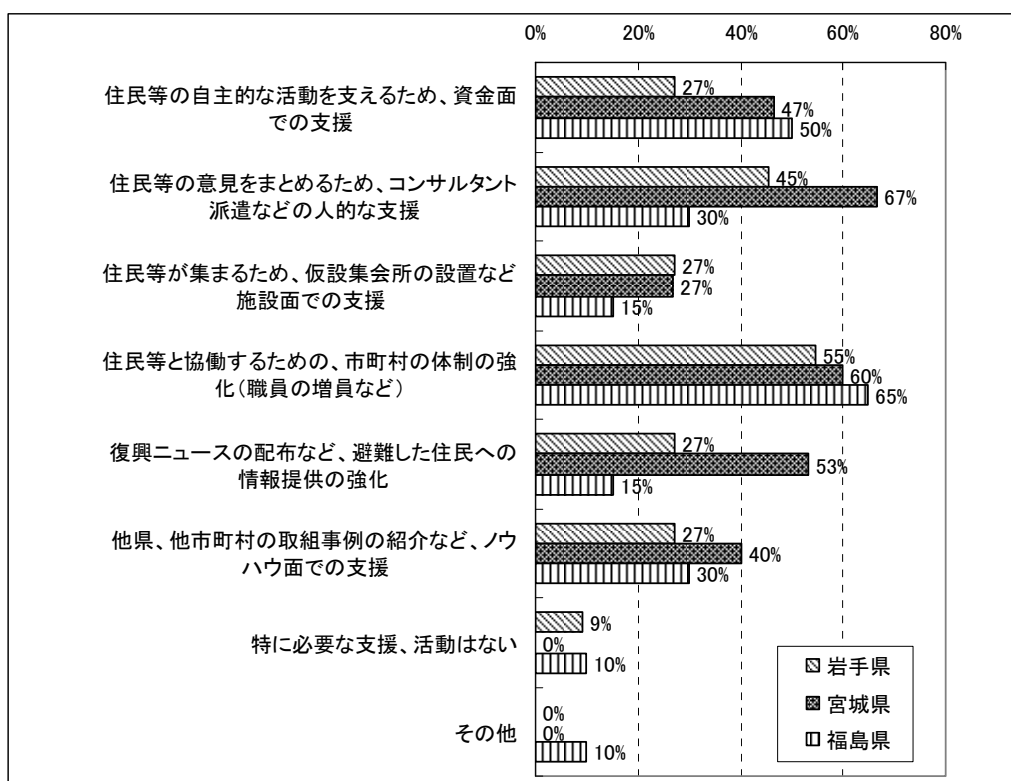
図表 41 住民等との協働・連携に必要な支援（対象市町村=57、複数回答）



県別では、特に宮城県では、「住民等の意見をまとめるため、コンサルタント派遣などの人的な支援」、「復興ニュースの配布など、避難した住民への情報提供の強化」、「他県、他市町村の取組の紹介など、ノウハウ面での支援」が、岩手県、福島県に比べて多く挙げられている。

岩手県では、「住民等の自主的な活動を支えるため、資金面での支援」を挙げた団体が、宮城県・福島県に比べると少ない。福島県では「住民等の意見をまとめるため、コンサルタント派遣などの人的な支援」、「復興ニュースの配布など、避難した住民への情報提供の強化」を挙げた比率が、岩手県・宮城県より少ない傾向があった。なお福島県で「復興ニュースの配布など、避難した住民への情報提供の強化」とする団体が少ないことについては、今回、警戒区域の団体からの回答数が少ないことが影響していると考えられる。

図表 42 住民等との協働・連携に必要な支援（県別、複数回答）



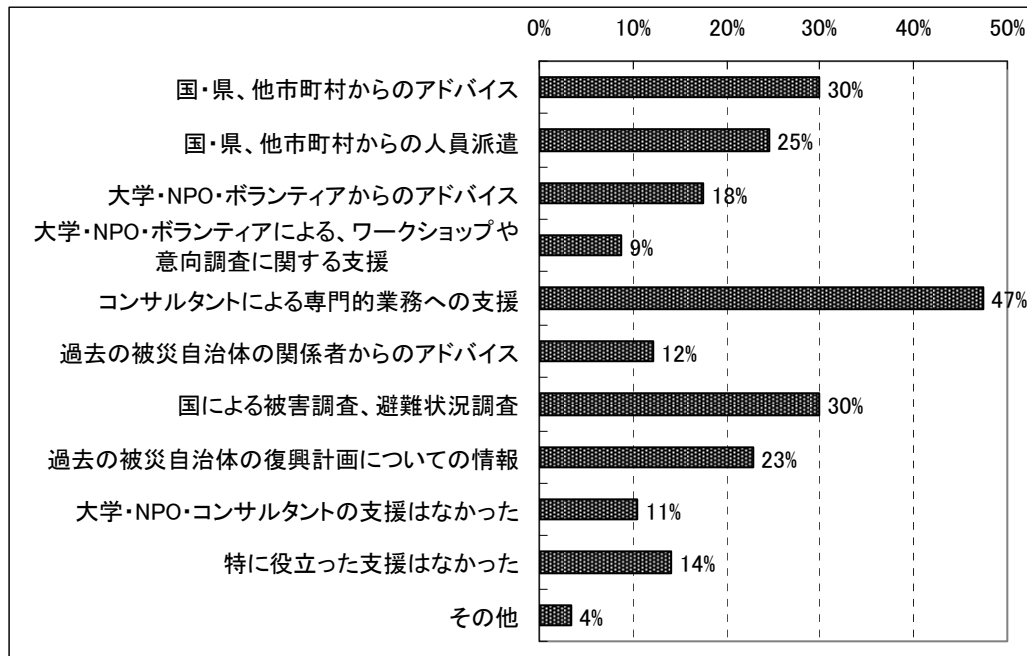
## 6. 外部支援

### (1) 役立った外部支援の内容

全体では、「コンサルタントによる専門的業務への支援」を挙げる団体が 47%と最も多く、これに「国による被害調査、避難状況調査」(30%)、「国・県、他市町村からのアドバイス」

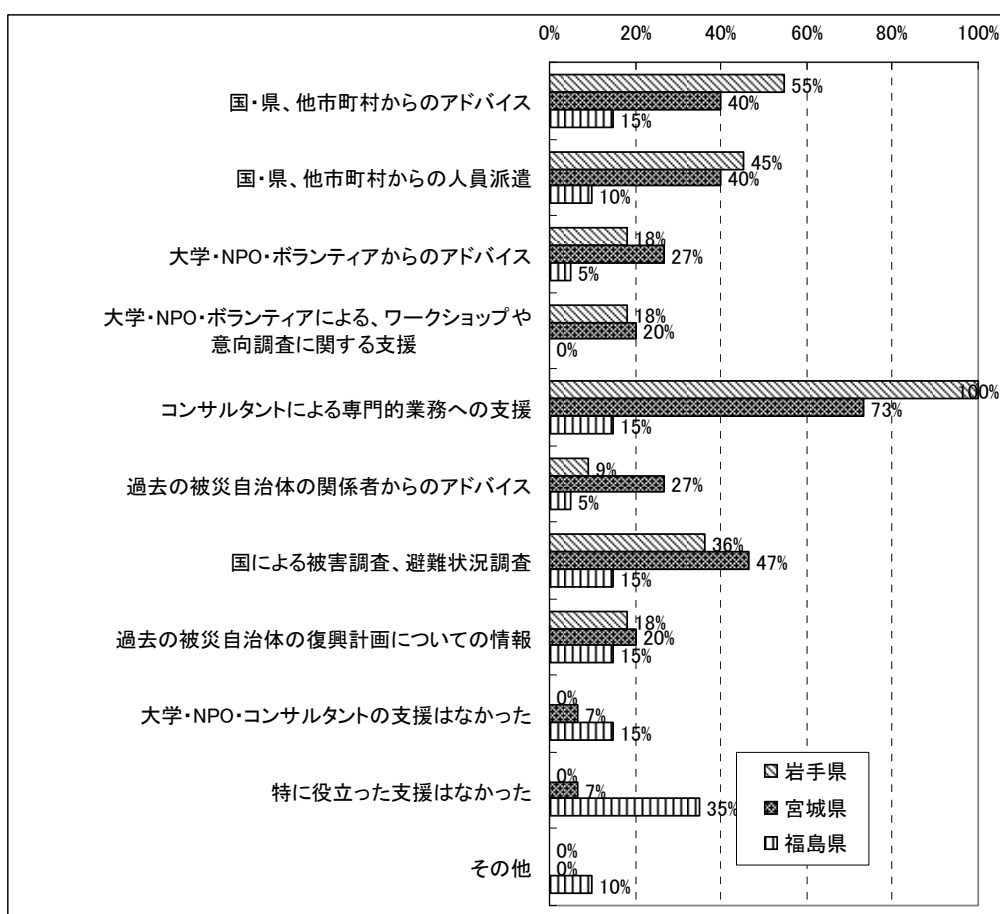
(30%)、「国・県、他市町村からの人員派遣」(25%)、「過去の被災自治体の復興計画についての情報」(23%)が続いている。

図表 43 復興計画策定に役立った外部支援の内容（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、岩手県、宮城県では、「コンサルタントによる専門的業務への支援」をあげた団体の比率が高く、岩手では 100% である。宮城県では、岩手県・福島県に比べて、「過去の被災自治体の関係者からのアドバイス」を挙げる割合が高いが、これは関西広域連合の支援で、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県及び県内市町村が、宮城県内の地方公共団体の支援に入っていることが影響していると考えられる。福島県では、全ての外部支援の内容で、岩手県・宮城県を下回っており、「特に役立った支援はなかった」が 35% で最も多く、外部支援が少なかったことが分かる。

図表 44 復興計画策定に役立った外部支援の内容（県別、複数回答）

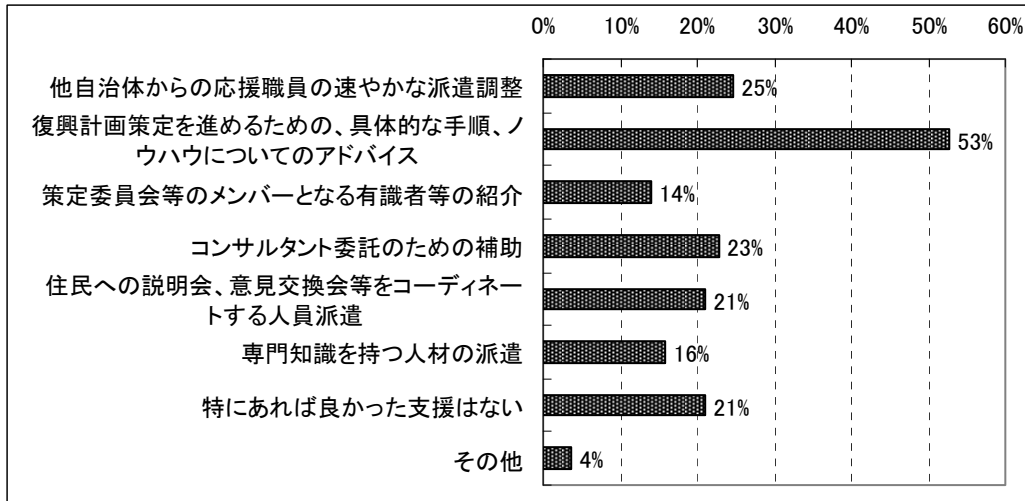


## (2) あればよかった外部支援

全体では、「復興計画策定を進めるため、具体的な手順、ノウハウについてのアドバイス」が 53% で最大であり、他の項目の倍以上の団体から挙げられた。また「特にあればよかった支援はない」という団体も 21% あった。

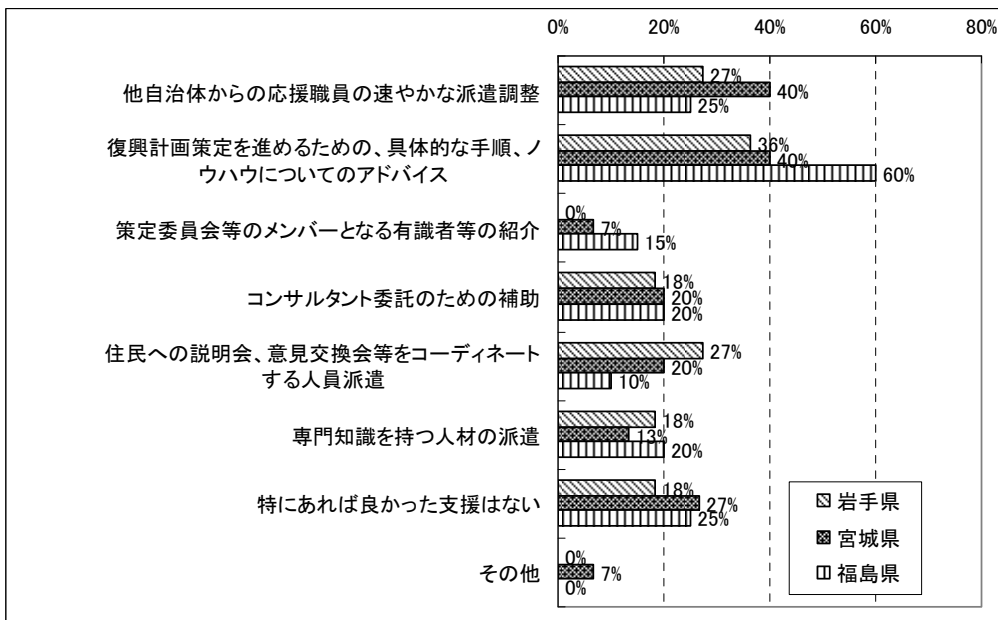


図表 45 復興計画策定であればよかった支援の内容（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、特に福島県において「復興計画策定を進めるための、具体的な手順、ノウハウについてのアドバイス」を挙げた団体が多い。これは、福島県への外部支援が少なかったこと、原子力災害への復興という過去の経験では対応できない課題を抱えたことが影響していると考えられる。宮城県では、「他自治体からの応援職員の速やかな派遣調整」を挙げた団体が40%と、岩手県・福島県よりも多かった。

図表 46 復興計画策定であればよかった支援の内容（県別、複数回答）

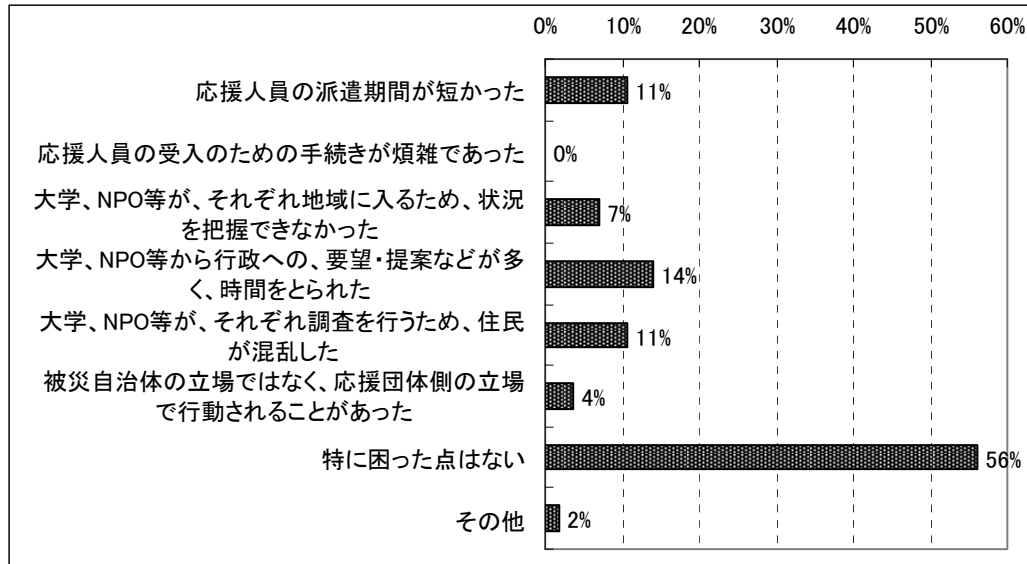


### (3) 外部団体の支援・活動に関する課題

全体では、「特に困った点はない」とする団体が56%と多かった。課題として挙げられた項目としては、「大学、NPO等から行政への要望・提案などが多く時間をとられた」(14%)、「大

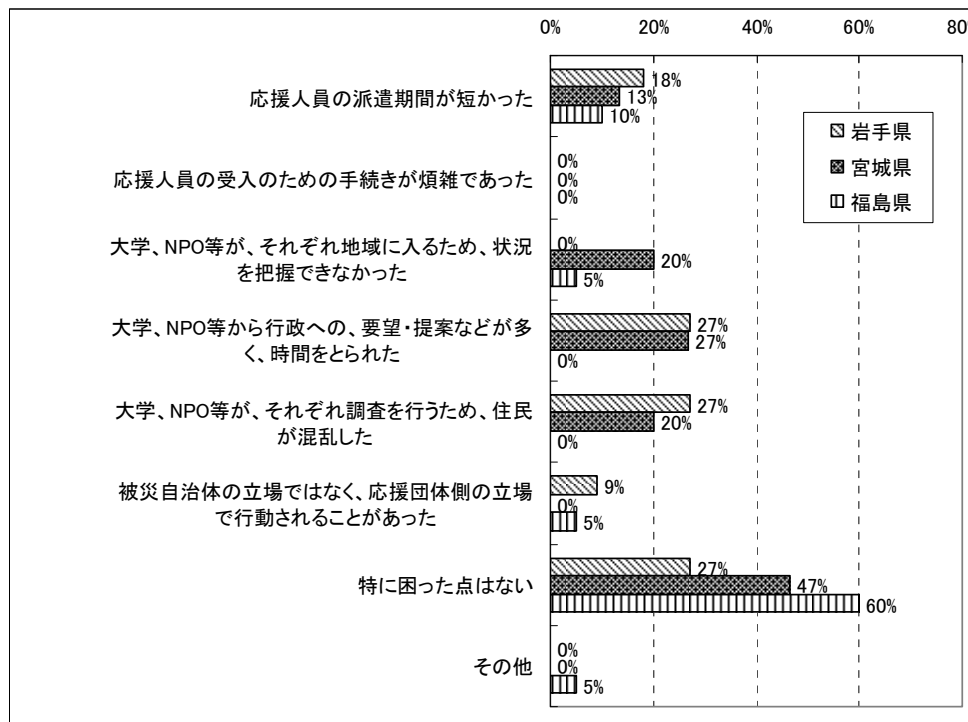
学、NPO 等がそれぞれ調査を行うため、住民が混乱した」(11%)、「応援人員の派遣期間が短かった」(11%)などが挙げられている。

図表 47 外部団体の支援・活動に関する課題（対象市町村=57、複数回答）



県別にみると、福島県では「特に困った点はない」とする団体の比率が、岩手県・宮城県よりも高かった。これは、福島県内は支援に入った団体が少なかったことも影響していると考えられる。宮城県では、「大学、NPO 等が、それぞれ地域に入るため、状況を把握できなかった」とする回答が、岩手県・福島県よりも多かった。

図表 48 外部団体の支援・活動に関する課題（県別、複数回答）

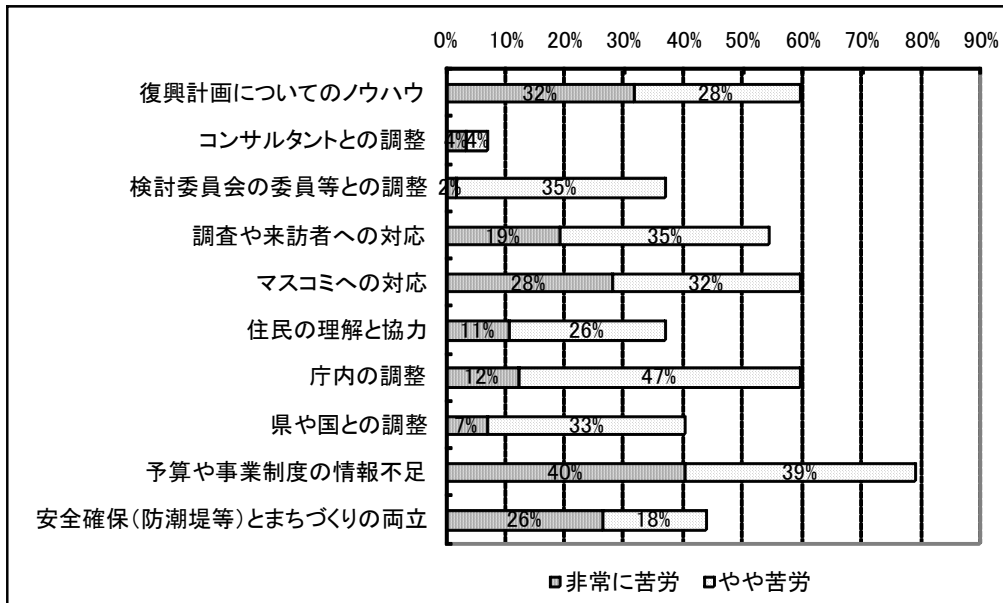


## IV. 復興計画の策定過程・内容への評価

### 1. 復興計画策定作業での苦労点

復興計画の策定作業で苦労した点については、「予算や事業制度の情報不足」を約8割の団体が、「非常に苦労」「やや苦労」として挙げている。次いで「復興計画についてのノウハウ」、「マスコミへの対応」、「庁内の調整」、「調査や来訪者への対応」が苦労した点として、半数以上の団体から挙げられている。また「安全確保とまちづくりの両立」も、26%の団体が「非常に苦労」と回答している。

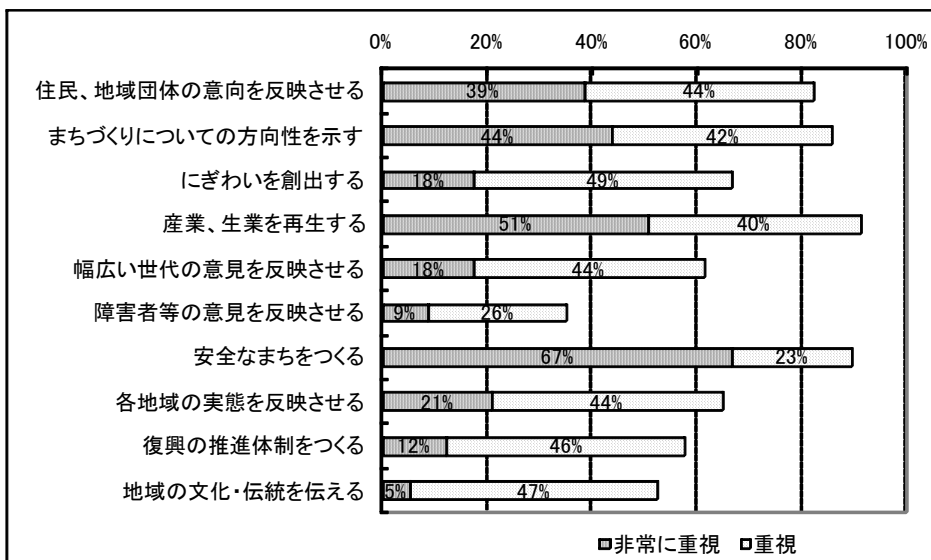
図表 49 復興計画の策定作業で苦労した点  
(対象市町村=57、各項目について5段階評価)



## 2. 復興計画で重視した内容

復興計画で重視した内容としては、「安全なまちをつくる」、「産業、生業を再生する」、「まちづくりについての方向性を示す」、「住民、地域団体の意向を反映させる」を挙げた団体が多かった。

図表 50 復興計画で重視した内容 (対象市町村=57、各項目について5段階評価)



## V. ヒアリングによる被災自治体における事例調査

### 1. 岩手県

---

#### (1) 被災市町村の復興計画策定の開始時期、きっかけ

##### ■市町村主体で、沿岸部では策定済み

- ・ 岩手県内の市町村では、昨年7月から12月までに沿岸部の全12市町村で、復興計画、復興方針が策定された。
- ・ 県としては、より被災住民に近い立場の市町村が主体になって復興を担い、県はそれを支援するという姿勢であり、復興計画も市町村が主体的に策定している。県として、策定期間、策定方法を指導したということはない。

#### (2) 復興計画策定における市町村の課題等

##### ■事業制度、財源が課題

- ・ 市町村でまちづくりをすすめていくには、計画の専門委員会だけでなく、住民をまじえての検討を行うことになる。そこで、地盤のかさあげが実現できるのかが課題となっているが、従来の国の補助制度ではできず、既存制度の拡充が必要である。住民に提示する案が本当に実現できるのか、制度面での検討が必要となる。
- ・ 住民相手に苦勞しているところとしては、制度によって違いがでてしまう防災集団移転や区画整理事業。制度によって出来ること、出来ないことがある。例えば、L1で越水する範囲は、防災集団移転事業で宅地の嵩上げができるが、越水しない範囲の住民は、今回、浸水した地域では高台に移れない。まったく新しい事業をつくってくれないのかという話がでてくる。

##### ■職員の被害を受けた自治体で復興計画策定が難航

- ・ 計画策定が大変そうなのは、被害の大きさもあるが、職員がなくなられたところである。地元をわかっている人がいない。7、8月くらいまでは、同僚や親族をなくされている職員が多い市町はつらそうだった。

##### ■国交省の直轄調査のコンサルタント支援が効果的

- ・ 直轄調査によってマンパワーとして実際に入ってくれるコンサルがきたのは、市町村にとってメリットだと思う。どう使いこなすかというところはあるが、非常に助かったというところは多い。

#### (3) 被災市町村からの要望、県からの支援

##### ■国、県ともに市町村の状況把握に努めた

- ・ 国も市町村のニーズの吸い上げをしている。具体的には、直轄調査をしている国土交通省都市局を中心に、いろいろな課題を把握しようとしている。

- ・ 県も事業をしている部局ごとに市町の状況を把握して、国に伝えるようにしている。
- ・ 岩手県、宮城県、福島県の3県でも合同で、既存制度の緩和 高台整備の制度 被災者支援の制度創設を国にお願いしている。7~9月には、月1回程度、3県で国に行つて会議をもってもらっていた。防災集団移転での課題や、都市計画区域外で区画整理をどのようにするべきなのか、などが議題となった。事業としては、国土交通省の都市局が面的事業で動き始め、後から農林水産省の漁業集落移転事業が出てきた。

■ 県の復興計画で、復興パターンや復興に必要なデータを示した

- ・ 県としては、具体的には8月12日に県の復興計画(復興基本計画、復興実施計画、復興基本計画参考資料)を策定した。その県復興計画の第3章ランドデザインにて、市町村を支援するために、海岸保全施設、土地利用、避難計画のソフト対策による多重防災型の減災の考え方のまちづくりを提案している。各市町村の被災状況によって3種類の復興パターンのモデルを示した。陸前高田のような市街地が壊滅したところで、全体を高台開発し移転するもの、大船渡のように市街地は残ったが漁港が被害を受けたもの、漁村の高台移転のもの。地区別のまちづくり計画を考えるうえでの参考となる考え方を示した。また、防潮堤などの海岸保全施設の整備により、可住、非可住の分離の科学的なデータを提供した。
- ・ 復興計画は企画課が策定し、まちづくり再生課は制度の拡充などを検討している。実際の事業は、原課が担当しており、復興局の各班とも連携している。

■ 市町村への職員派遣の調整を進めた

- ・ 市町村から県への要望としては、計画をつくる段階での専門家の派遣など。UR から市町村への派遣は、市町村からの要望を県がとりまとめた。
- ・ 復興支援で、県の地方振興局、県土整備部から沿岸部に職員を派遣している。国にもそれぞれの機関ができることを全部してもらっている。平成24年度についても、国土交通省や総務省にて職員派遣の調整をしていただいている。区画整理の経験のある人都市計画の経験のある人など、市町村からの要望にあわせて職員を派遣することになる。市町村の事業量を把握して、国を通じて、他県や政令指定都市等に職員の派遣をお願いしている。
- ・ UR などでの、職員の派遣方式、事業の受託方式 民間への一括発注方式も検討している。県の外郭団体(土地開発公社など)が、平成25~30年に向けて事業縮小の方向にあったので、その範囲内で出来ることを検討している。

#### (4) 特徴的な市町村の事例

■ 直轄調査のコンサルタントの影響が大きい

- ・ 基本的にはだいたい同じような復興計画になっている。国の直轄調査を行っているコンサルタントに各自治体が支援してもらっており、その影響は大きい。
- ・ 地区ごとの計画は、市でつくって提示するというよりも、各地区ごとに計画、検討して、住民の意向を反映しているところが多い。

- ・ 国や県の担当も入った直轄調査で細かいところまで出来ているところはうまくいっている傾向がある。例えば、釜石市、陸前高田市、宮古市など。大槌町は、直轄調査があっても、町長がなかなか決まらなかったため、意思決定が出来なかった。
- 理想案を示した自治体、現実案を示した自治体とがある
  - ・ 復興計画のタイプとしては、市として目指す姿はこれだ、という理想を示した市町村(大船渡など)や、出来る範囲でやろうとする現実的な市町村(陸前高田など)などがある。かさあげのエリアを限定するなどして 制度・財源が決まると、具体的な検討ができるようになってきた。
- 被害が比較的軽微な市町村で、復興計画策定が早かった
- 復興計画の策定期間よりも、復興交付金の申請時期で足並みがそろった
  - ・ 早く復興計画を策定した市町村は、あまり被害が大きくないところや、新しい事業メニューに左右されなないところが多かった。
  - ・ 陸前高田市では職員の被害もあり、スタートが遅かったが、検討委員会の大学の先生の委員が、検討委員会以外の場での活動をしたり、地区懇談会をやったりして支えたので、その後の策定はスムーズである。
  - ・ 復興計画を時間をかけてじっくりつくったところとしては、大槌町がある。一方、県北は被害が少なかったこともあり、久慈や洋野では復興計画策定のスタートが早かった。ただし、先行して復興計画を策定しても、復興交付金の募集が1月末だったので、そこで足並みが再度そろった。
- 住民への提案や懇談会開催などで、大学等の支援が入っている
  - ・ 釜石では、地区別のプランをしめされても、住民が理解できないので、伊藤豊雄先生が模型や図面をもって説明してくれ、住民にも分かりやすかったという話がある。
  - ・ 陸前高田市では、羽藤先生(東大)が、地区単位の懇談会などをすすめている。
  - ・ 大槌町も、東京大学と協定を締結し、公営住宅の整備やまちづくり計画などを進めている。
- 釜石、大船渡などで、住民合意が進んでいる事例がある
  - ・ 釜石市の花露辺地区は、集団移転を計画しているが、早期の災害公営住宅整備を取り入れた 海辺は漁業集落事業で整備する予定である。移転先は自力再建と公営（住宅地区もモデル地区にもなっているところ）
  - ・ 大船渡市も、それぞれの地区の協議会の意見をとりまとめて市がたたき台をつくり、それぞれの地区の方で検討を進めている。

## 2. 宮城県

---

### (1) 被災市町村の復興計画策定の開始時期、きっかけ

#### ■ 県内市町村は、復興計画を策定済み

- ・ 県内市町村で、復興計画を策定予定のところは、全て策定済みである。
- ・ スケジュールについては、県と足並みを合わせる意図もあったのではないかと。また少しでも早く策定しよう、ということもあった。

#### ■ 三次補正の可決を待って、復興計画を確定させた市町村が多い

- ・ 津波により、中心部が被災した市町村で復興計画の策定が遅れることになった。
- ・ 南三陸など、素案は作成したものの、国の3次補正の可決を待ってから、復興計画を策定したところもあったため、平成23年後半で策定した市町村が多くなっている。
- ・ 県の復興計画は、予算や事業の裏付けのあるものではなく、提案型の復興計画であり、予算とは切り離して策定している。

### (2) 復興計画策定の課題

#### ■ 予算の裏付けのない復興計画は、住民への説明が難しかった

- ・ 三次補正については、予算の裏付けのない計画は絵に描いた餅である。復興計画に、どこまで具体の事業を書くか、市町村にとっては難しい問題であった。例えば、道路のかさ上げが出来るのかどうか、住民説明会でも答弁に苦慮した。
- ・ 計画策定が目的ではなく、実行体制を整えることが必要である。県内市町村からの問題としては、予算の裏付けが挙げられるだろう。これを早めに示すべきだった。

#### ■ 県も職員が不足し、十分な職員数を市町村に派遣できなかった

- ・ 他の自治体から市町村への応援職員については、県が窓口となるパターンと、直接、市町村間でやりとりするパターンと両方あった。
- ・ 気仙沼や石巻には、国からの派遣職員がいて、復興計画の支援に当たっている。
- ・ 県でも、石巻などの出先では人が不足しているため、余力が少なく、十分に市町村の職員を派遣できる状況ではなかった。
- ・ URの派遣については、県の土木部の方で調整しているのではないかと。

#### ■ 避難者の分散が、情報提供の課題となった

- ・ 仙台市は、被災が市域の一部なので、対応が早かったが、8000世帯が民間賃貸住宅に分散しているため、説明会の開催や情報提供が課題になっていた。後に調査し、被災者のリスト化を進めていった。

#### ■ 防潮堤の高さの基準を出すのが遅れた



- ・ 防潮堤の高さが決まらなかったのも、市町村からは不満があるのでは。高さが変わると、津波避難シミュレーションをやり直し、ゾーニングが変わってくる。それを早めに示せば良かった。

### (3) 被災市町村からの要望等と、県からの支援

#### ■継続的に、市町村からの意見把握を行った

- ・ 県で、手分けして、市町村からの意見把握を行った。
- ・ 5, 6月に、最初の県との意見交換をしたが、体制、スケジュールについての意見が多かった。また復興計画に関わらず、市町が抱えている課題についてお話を聞く場になった。体制については、職員が少ないので、派遣して欲しいという話があった。
- ・ 2, 3回目で、復興計画が見えてきて、その実施に向けて、土木系職員が足りないので、支援をお願いしたい、ということが出てきた。何人足りないか、分からないくらい足りない、という状況であり、市町村課でも、応援派遣のとりまとめをしている。技術職も、同じようなルートではないか。計画よりも、時々市町の課題、財源の裏付けについての意見が多かった。
- ・ 9月の3回目で、ようやく復興計画の話が出来たような感じだった。

#### ■市町村の復興計画の参考に、ゾーニングの叩き台案や堤防高さを示した

- ・ 県の方でゾーニングの叩き台をつくったが、市町の方でとまどいもあった。
- ・ 堤防高さは、最終的に9月に県から示され、そこからゾーニングが決められていった。

#### ■県職員が、市町村の復興計画策定委員会に参加した

- ・ 県職員が、幾つかの市町村の復興計画策定委員会の委員となっているが、これらは市町村からの要望に基づくものである。企画系の職員と土木系の職員のどちらの場合もあるが、それらも市町村からの要望に基づいているが、計画策定会議で入手した情報については、関係各課で共有するようにしている。また市町村からの要望があれば、回答している。
- ・ 復興計画策定委員会への県からの職員の関わり方は、オブザーバーの場合と、委員の場合と2パターンがある。
- ・ 市町の復興計画の支援については、県が委員として出席していない検討会議でも、傍聴はしていた。沿岸部の15市町村全てに、そのような形で関わり、情報収集はしていた。

#### ■有識者の選定は、各市町村で行った

- ・ 有識者は、各市町村で独自に選定していた。初期は、周りの市町の委員の情報もとれていなかったで、「他の市町村は、どのような先生を委員にしているのか、どういう状況なのか」という問い合わせはあり、県からも市町村に情報提供したことがあった。

#### ■他の市町村の事例等を参考にしていた

- ・ 他の市町村の復興計画策定をどのように参考にしたかについては、市町村が個別で情報収集をしていた。県として、会議を開催していたことはない。また、個別の問題については、土木部が入って、調整していたことはある。

#### (4) 特徴的な市町村の事例

■有識者会議を設置せず、地域主体で復興計画を策定した事例があった

- ・ 七ヶ浜は、有識者会議を設置せず、アドバイザーとして有識者2名を置いていただけだった。(小野田先生(東北大学)、宮城先生(東北学院大学)) 地域主導で策定が進められ、中身が総花的ではなく、現実的なものになっている。
- ・ 女川町は、漁村集落の集約には反対で、各々の移転になった。
- ・ 岩沼は、全てではないが、集団移転については、合意形成が進んでいる。

#### (5) その他

- ・ 福島、宮城、岩手の三県の会議は、課長クラスのみ。担当者クラスは、個別に電話で情報交換している。
- ・ 宮城県庁内では、それぞれのテーマごとのWGがあつて、関係各課が集まったの会議を開催している。

### 3. 福島県

---

#### (1) 被災市町村の復興計画策定の開始時期、きっかけ

##### ■県の復興計画策定が参考にされた

- ・ 県としては、早期にビジョン(大きな方針を示すことが急がれた)を示したあと、計画策定をするという2段階で復興計画策定を行った。県内の市町村の復興計画も、それにならっているところが多い。
- ・ 福島県としては、県の復興計画を策定する際には、各首長に集まっていたりした。また・県地方振興局は、復興本部の地方本部で独自で活動している部分もある。市町村によって状況がちがうので、復興計画をいつまでにつくる、などは言えなかった。

##### ■市町村の復興計画策定にはばらつきがある

- ・ 市町村の状況は様々であり、現段階では、復興計画を策定しているところ、ビジョンを策定しているところ、現在検討中のところ(市民会議レベルで地元の意見をきいているところ)などがある。双葉町のように、まだ公表できるものはなく、住民意向アンケート調査中のところもある。

#### (2) 復興計画策定の課題

##### ■津波被害が大きい地域と、原発事故の影響が大きい地域とに分かれる

- ・ 福島県内では、津波被害が主な課題である沿岸部の市町村と、原発事故の影響が大きい地域と、様々である。都市計画的な復興計画だけでなく、原発事故による放射性物質の除染や被災者の健康管理をセットにして行う必要がある

##### ■原発事故の収束の見通しが難しいため、外部応援が入りにくい

- ・ 昨年4、5月は色々と申し出があったが、県も国も見通しがたたないなかで、外部支援としてどのように入ってもらうかが難しい、民間の団体の提案も、今後、市町村が復興の道筋をさだめられたら、協力いただきたい。今は、復興というよりも、被災者支援としては言っているNPOはいると、市町村から聞いている。
- ・ 自分達の力ではどうにもならず、「こうなりたい」という姿が定めきれないので、今の段階で、大学などの研究機関にお願いできない

##### ■警戒区域への帰還には、インフラ、社会サービスの復旧が必要となる

- ・ 帰還スケジュールについては、インフラの復旧だけでなく、学校 医療など生活を営む上で一緒に機能回復しなくてはならないと考えている。しかし、スケジュールをかんがえているが 机上の議論になってしまう。何次方程式になるかわからないが複雑な解を解かないといけないし、住民に説明できる科学的な根拠も必要である。インフラがいつ復旧するのか見通しが立たない。

##### ■将来の見通しを示すことが大切である

- ・ 警戒区域は、高齢化が進む地域である一方、医師が少ないので、若い医者が戻ってきてくれるかが重要だと考えている。具体的に目に見えるもの、例えば地域に来てくれる医師の名前のような心の拠り所がないと、住民は戻ってこないだろう。雇用 福祉などの事業を、県でも検討してはじめて、県庁内で統合して対応を進めていく。現段階では、県として「5年後に〇割の人口が帰還している」などと想定できる状況ではないひとの心の不安、健康被害の不安など、心理的なものがある。それを克服していくには、自分の将来に必要な、目に見えたり触れたりできるような出来事の積み重ねが大切だと考えており、それらをどう実践していくのかが問われている。

### (3) 被災市町村からの要望等、県からの支援

#### ■ 県職員が復興計画の委員になっている事例はない

- ・ 県職員が復興計画の委員になっている事例はない。市町村から相談があるので、それについては県の考えを伝えている。市町の意見を尊重しながら、県としてなにかができるのかを考えている。

#### ■ 来年度から、避難地域復興局を設置予定

- ・ 「避難地域復興局」が来年度から県にできる。12市町村の支援をワンストップで行う予定である。今は、災害対策本部のなかに対応部署があるが、支援が十分には出来てないので、見直すこととなった。復旧復興本部が拡充されるイメージである。
- ・ 津波被害からの復興と、原発被害からの復興は性格が異なるので、別々に取り組むが、総括は復興本部で行っていく。

#### ■ 警戒区域における被害調査の要望があった

- ・ 警戒区域はインフラ調査さえできていない。地元からの要望として、警戒区域内でも、少なくとも航空測量などで出来る範囲で被害調査を進めて欲しいという意見があった。警戒区域の復興が取り残されるという危機感がある。
- ・ 災害査定や警戒区域内の見直しは、今やっている最中である。今年1月に立ち入り時間が緩和された。年度明け災害査定ができる予定である。被害状況が判明すると事業費が固まってきて、復興の動きが進むと考えている。

#### ■ 復興計画よりも、交付金や被災者支援についての要望が多い

- ・ 国に対しての要望としては、復興計画に関しては市町村からあがってこない。交付金や被災者支援などの各項目についての市町村の要望はある。例えば、交付金の基幹事業の41項目を使いやすくして欲しい(原発区域以外)など。
- ・ 新地町、相馬市など、復興事業が進む市町村では、財源の問題など個別に県で相談に来ている。

#### ■ 風評被害等への対応の要望があった

- ・ 全県に被害が及んでいるので、警戒区域だけではなく会津の観光等の風評被害しっかりみてほしいといった要望や、只見豪雨の被害にも対応して欲しい、という要望があった。

#### (4) 特徴的な市町村の事例

##### ■原発の被害が大きい地域

- ・ 双葉郡は警戒区域の指定が直接生活再建にかかわっているため、復興計画がなかなかすすんでいない。双葉町は線量が高い地域なので、仮の町をつかって、いわきや郡山に、一定期間、住み暮らすことも考えている。しかし、その合意形成が難しい。警戒区域の見直し解除を見据えないと次のステップに行けない。
- ・ 富岡、大熊、浪江では、区域指定の見直しが進められている。区域見直しによって、町内で区域が分断されると予測されているので、居住制限区域の見直しと将来のまちの姿をどう考えていくのかが密接に関連してくる。国が一方的に区域指定の見直しを進めることに拒否感をもつ市町村もある。線量だけでなく、住民の安心感や補償の問題にもつながってくる。
- ・ 住民は、復興計画が策定されるだけでなく、医療、福祉、教育などの社会サービスが戻らないと、元々の地域には帰還できない
- ・ 県としても、国の線引きを待つのか、待たずして市町村の考えを国にしめすのか、県として何ができるのか考えているところ。町が考えを示すにあたっては、町民の意向や議会の意見を元にしなければいけないが、町長の口から町外移転や戻るかどうか、言えない状況にある。
- ・ 飯館村は、震災前から若い世代への農業の普及やまちづくりをがんばっていた。村長が自分の考えを持っており、県としても応援してきたいと考えている。

##### ■津波の被害が大きい地域

- ・ 新地、相馬など、津波被害のみのところは、復興計画が進み始めている。JR常磐線の敷設計画や瓦礫区画整理危険区域設定など宮城県と同じようにすすんでいく。土木や農林が中心に対応していく話である。新地、相馬、いわきは、まちづくりの視点での復興であり、道筋は見えてきたと考えている。
- ・ 南相馬については、警戒区域内と外があるため、津波被害への対応だけではない複雑さがある。
- ・ いわき市の浸水区域は点在しているが、移転先地は、住民説明をしてほしい決まってきたり、事業として動きだしている。
- ・ 原発災害対策が最初に来ているが、新地町などは津波被害が大きい割には支援が少ない可能性がある。市町村の立場からは不満があるかもしれない

#### (5) その他

- ・ 福島県内の被災市町村への支援は、福島大学が頑張っており、葛尾村、飯館村などで活動している。福島大学以外の動きは、あまりきかない。原子力災害であり、困難な課題が多い。
- ・ 3県の復興担当 3県の部長があつまっている会議はある 課題が生じたときに 国への要望している。同様の会議を土木部もやっている

- 県内の支援のバランスが重要になってくる。被害が多様であることが、問題を複雑にしている。地域によって分断してしまわないようにしないといけないので、細かく対応して説明して理解してもらうようにこころがけて、復興計画をつくった。
- 観光の風評被害については、上野駅と会津の線量は同じなのに修学旅行が減っている。もっと県としても発信していかなくてはいけない。福島という言葉だけで、全体のイメージをとらえられてしまう。来年の大河ドラマ地になるので、どうにか盛り上げていきたい

## 4. 釜石市

---

### (1) 復興まちづくり基本計画策定を開始した時期・きっかけ

#### ■総合計画との関係

- ・ 復興計画そのものは、平成23年12月22日に議会の議決をいただいた。
- ・ 第6次総合計画が、平成23年3月11日に、東北地方太平洋沖地震の30分後に議決されるはずだった。
- ・ 総合計画は復興計画の上位計画として改めてつくる予定である。昨年夏ごろから議会からも指摘されている。
- ・ 復興計画は沿岸部の被災地に対する計画なので、市全体のランドデザインにはなっていない。内容は重なる部分はあるが、復興計画をふまえながら20年後を見据えた総合計画をつくる予定である。

#### ■復興計画に着手できたのは5月以降であった

- ・ 地震後、3月から8月は被災された方への対応が中心であり、復興計画に着手できたのは5月ごろである。県の復興計画の動きをみながらつくるといふ余裕はなかった。
- ・ 当初は6月くらいに計画の骨子はつくって、9月末までに計画全体をつくる予定だったが、被災者からの「早くなんとかしろ」という声や、国に対して早くものを申す必要があったので、現地に槌音をひびかせなければと思い、計画を急がせる必要があった。

#### ■復興計画の策定は少し遅れても良かった

- ・ 今思うに、復旧の部分をしっかりやらなくてはならないし、生活再建を保証すれば、復興計画の策定を少し遅れても良かったのではないかと、思うことがある。財源が決まる前につくった復興計画がおきざりになっているというのはある。策定の早さと、予算の裏付けとの兼ね合いをどうしたらよいかと思う。

#### ■復興計画策定のメリットは、住民に対して方針を示せたこと

- ・ 復興計画をつくったメリットとしては、住民に対する方針を示せたこと、交付金の根拠になるということである。しかし実効性がどこまでできたかというのは、震災10年で検証されたときでないと分からないだろう。
- ・ どこまで具体性も持って事業を進められるのか、実施計画のようなものを交付金の関係でつくりたいが、1次2次3次と交付金のメ切があると、その都度状況が変わっていくので、実施計画をとりまとめるににくい。

### (2) 庁内の検討体制

#### ■災害対応から少しずつ復興計画策定へと移行していった

- ・ 震災後は、被災された方の対応で総合政策課も物資の供給などをしており、少数の人間が復興計画のプランづくりに携わった。具体的には、部長以下4名(建築・都市系)が4月から復興に向けた準備を始めた。その後、計4名(事務系)が5月連休から通常業務に戻り、事務系、技術系の計8名が復興計画に関わることになった。

- ・ その後は、総合政策課の人員を、避難所対応からひとりひとり戻して、体制を充実させていった。現在、総合政策課は6名体制であり、復興については、土木と総合政策で一緒に作業している。

■国の直轄調査のコンサルタントの支援を受けた

- ・ 5月ごろから国の直轄調査が始まった。実際にはうごきはじめたのは6月である。直轄調査(2)を担当したコンサルタントは、3月まで釜石市の都市計画マスタープラン策定を担当していたところであり、基礎調査など市の状況がわかってきたのでやりやすかった。

■役職にこだわらない庁内横断的な検討会議を開催した

- ・ 復興計画の所内の検討会議は、部長から担当まで全部が一緒に入った。ワーキングをつくと、結局時間がかかることになる。

### (3) 庁外の検討体制

■プロジェクト会議、復興まちづくり委員会、アドバイザー会議をつくった。

- ・ プロジェクト会議が最初に出来、主に被災市街地の計画について検討した。漁村部のハード的なものをふくめてどのように再建できるか。土地利用をどうするか議論するための会議である。土木・都市計画系の職員4名でハード中心の議論を始め、そこにこれまでつながりのあった大学の先生(遠藤先生、小野田先生、越村先生)に入ってもらい、さらに伊東豊雄先生に入ってもらった。全て人のつながりを通して、参画をお願いしている。最初に、伊東先生以下で懇談会 WS をはじめた。
- ・ プロジェクト会議が作成した復興計画の原案を、まちづくり委員会にて議論するという流れである。アドバイザー会議は、まちづくり委員会の間に日程を設定して議論をした。アドバイザー会議に日程があわない有識者については、ひとりずつ個別にお話をきいた。

■復興まちづくり委員会は、総合計画の審議会メンバーを中心とした

- ・ 復興まちづくり委員会は、平成23年2月に答申を出した総合計画の審議会(36名)の方を中心に構成した。新たに復興に必要なJRの方などを9名いれて議論した。座長も地元の医師であり、総合計画の審議会と同じである。市民の委員会なので、座長は市民がやった。
- ・ 市長の考えは、「いろんな階層の方の意見をだしてもらおうのが大切」ということだった。人数が多いので、会議は毎回二重くらいの円卓で行った。場所がなかったため、県の振興局の会議室を借りて開催した。出席率は8割くらいであり、マスコミが毎回20名位来ていた。
- ・ 人数が多いので、議論するテーマに関連する団体の方が発言するような状況で進められた。

■アドバイザー会議は、釜石市と縁のある有識者を中心に構成した

- ・ アドバイザー会議は市長と学識者で行った。メンバーは、希望学の玄田先生、ずっとつながりのある岩手県立大学の橘川先生、片田先生など釜石とのつながりが長くよくわかっている方に加えて、東京海洋大学の濱田先生にもはいつてもらった。先生からの申し



出である。大西先生は地域開発センターの理事長だったので、つながりがあって加わってもらった。釜石市とつながりのある先生方に上手くはいつてもらえた。

#### (4) 地域への説明、協働の体制づくり

##### ■市長の方針で、地域への説明、意見交換に力を入れた

- ・ 地域の意見を丁寧にひろいあげたのは市長の方針である。5月に、市長以下、部長が夜、各地域をまわって住民の意見を聞いてまわった。復興計画にかかわらず、要望をだしてもらった。とりあえず今困っていることを聞かないと計画のことを議論できるような状態ではないので、5月は仮設住宅のことなど要望をきくことに徹した。6月に、地域の計画について簡単な図をもっていった。図は、直轄調査(2)の建設技術研究所が作成し、それを元に地域で議論してもらった。

##### ■5月以降、継続的に地域に入っていた

- ・ 市としては、5月以降、地域にコンスタントに入っている。8月には、被災者が全員仮設に移って、被災者に一定のおちつきが出来たので、本格的に復興についての話がはじまったのは9月ごろからである。
- ・ 7月までは、月1回程度、1週間で全部の地域をまわっていた。8月から地域と個別に調整をし、まわれるところはまわった。
- ・ 9月からは直轄調査2のコンサルタントが役場とともに地域に入った。しかし、住民への説明は市職員がやることにした。専門的な説明への対応のみコンサルタントが行うようにした。
- ・ 9月からは地域への説明の体制を強化した。市役所内で復興計画と関係の薄い部局も含め、幹部職員に兼務してもらった。地域説明担当は、部長を筆頭に事務屋と技術屋をいれて、1班が5~6名で5班つくった。各班の責任者は部長(所属部は様々であるが、なるべくその地域の出身者とした)で、各班に課長も入った。日常業務をしながら、夜に説明会を開催したのでハードワークだったが、市長のからの話ということで進めたので、庁内ではあまり反対はなかった。もちろん、今まで1年間はオーバーワークで職員からいろいろな異論は出ているが、その時期はみなわかっていて協力していただいた。
- ・ 地域への説明は、8月くらいからは予算の話をしていった。多い地域は週2回、平均で1~2週間に1回のペースで説明していった。2月の下旬には、各地域で基本的な合意をいただけた。復興計画にある各地区の案は本当に概要だけであるが、2月までに各地区で検討した案はもっと具体的なものである。

##### ■市外避難者への説明会も開催した

- ・ 市外避難者への復興計画の説明などについては、昨年12月に各地域(盛岡)市町村に出向いて、3か所(遠野、北上、花巻)で説明会をした。夏あたりまでは何度か報告にいていた。

##### ■大学等の支援は、復興計画策定にはあまり役立たなかった

- ・ いろいろな地域で、いろいろな大学が入っていたが、本当に計画に反映されたり今でも役にたっている事例はない。はじめに入ってマスコミに取り上げられたが、その後、ゴタゴタし

た団体もあり、今はいなくなっている。地域には幾つもの意見をもつグループがあるので、それらをまとめきれなくて ひっかきまわして去っていくところが多い。大学が独自で地域に入るよりも、市役所側でお願いしてやった方がいい部分もある

## (5) 国、県、外部の自治体等との関係

### ■岩手県の復興計画との連携はあまりなかった

- ・ 岩手県の復興計画策定に向けた動きはあまり考慮できなかった。岩手県は、国に対して復興についての要望を示すための復興計画をつくったように思えるが、その過程で市へのヒアリングは行われていなかった。
- ・ 県の復興計画で、復興パターンが3種類示されている。しかし、釜石市でも、21の被災地区はすべてちがうわけで、県が示した復興パターン各地域に投影できるというわけではない。ただ、多重防御や高台移転という県の方針は示されたと思う。

### ■防潮堤についての方針の提示が遅かった

- ・ 岩手県の対応については、防潮堤防波堤の方針をだすのが遅かった。中間案は早かったが、最終的な結果は11月頃であり、防潮堤の高さや後背地の整備方針が定まらないので困った。
- ・ 岩手県は水門にする方針であるが、宮古市はバック堤が望ましいと主張して対立している。

### ■県からの派遣職員はいない

- ・ 県からの派遣者はいない。土木事務所から市の会議にも出席していたが、積極的な応援とはいえない。県はでしゃばらなかつたと思う。河川や道路や海岸部門では市町とつながりがあって調整はしていたと思うが、それ以外は県とのつながりが強いわけではなかった。県の企画部門とのつながりはなくて調整はしなかった。

### ■URと協定を締結している

- ・ UR との協定を結んだ。釜石市は職員としてはいつでもらう形で課長2名が来ている。鵜住居の区画整理を担当してもらっている。今の段階では職員派遣で対応だが、区画整理を UR に業務委託ということもありえるかもしれない。

### ■建築家の伊藤豊雄先生のグループの支援を受けている

- ・ 伊東先生は釜石市全体ではなくて、特定の地域に入ってもらった。鵜住居と釜石の市街地の2箇所であり、プロジェクト会議として入ってもらった。それとは別に伊東先生の会社にプロジェクトチームをつくってもらった。有名な先生方とおつきあひするのはむずかしい部分もある。提案を(住民の反対などで)否定しなくてはいけないときもある。例えば、鵜住居でかいてもらった伊東先生の案は、地元から否定されたので、先生には手をひいてもらい別の場所にしてもらえるようお願いした。伊東先生との深いつながりがあるので、それで関係がきれはなかつた。
- ・ 正直いって、NHK は伊東先生を追いすぎているので困っているところがある。夢を与えてくれ、情報発信力というメリットはある。釜石は震災当初、電波が発信できなかったの、いろいろな支援を集めることを考えるとマスコミを通しての発信はしなくてはいけない

### ■財務省主計局出身者からのアドバイスを受けた

- 宮城県に比べて、岩手県は交付金の採択率がよいが、国の主計局から志願して来られた派遣職員がいて、アドバイスをもらっている。事前に2回のヒアリングをした際にかなり厳しいというのは感じたので、熟度の高いもの、生活産業の再建に結び付くものにしばって手堅くいった。

## (6) 復興計画策定にあたっての課題

### ■財源の裏付けのない計画になった

- 復興計画は、つくっても財源の裏付けのないものである。これはどこの市町村も同じ。釜石市も7月11日に骨子をだし、10月26日に中間案をだした。その際、3次補正がでる時期だったので、最終案とせず中間案という位置づけにして、最終案は国の3次補正予算を反映させるつもりだった。しかし、国の補正予算の見通しがはっきりしないため、国の動きを待たずして、先に議決をした
- 実際の復興の動きは、結局は交付金の申請で決まってくる。申請の〆切は1月末日までに1回目、3月末2回目、5月末3回目であり、復興計画の策定期間の早い遅いは、あまり関係しない。
- 復興計画の策定プロセスと国の財源の関係などは、検証しなくてはならないことだろう。
- 今ふりかえれば、財源の裏付けのない復興計画に意味があるのか、とも思う。現在は費用の話が課題であり、事業費がつかどうかはわかって初めて計画がすすめられる。

### ■災害対応のなかでの計画づくりは困難であった

- 復興計画は、非常に落ち着かない混乱したなかでつくっていかなくてはならない。7~8月まで、まともな議論ができなかった。被災者の生活をおちつかせることが計画をつくる前提条件となる。

### ■広域調整が必要な事項については、県の調整が望ましかった

- 計画づくりのスタッフをそろえるのが大変である。県との関係性でいえば、県がうまく広域的な面を考えて、復興計画をつくったほうがよいのではないか。広域的な議論が必要な項目があり、例えば、市町村をこえるインフラなどのつながりの広域調整などは市町村では出来なかった。また人口減少のなかで、市町村を超えて分担すべき機能の議論も必要である。例えば、県立病院などのサービスなど。釜石の場合は、広域調整と関連して、大槌町との関係性も議論が必要だったと思う。大槌は、釜石に依存しているが、大槌と復興計画の議論をする余裕はなかった。もう少し県が主導権をもってやったほうがよいのではないか。

### ■将来に備えた市内での調整も必要であった

- 市内での調整も本来は必要である。限界集落などをどうするのかなど。今は集落や漁港の統合などはせず、とりあえず震災前の状況に戻すが、5年くらいでまた議論しなくてはならないだろう。

## (7) 復興計画策定にあたって役だった事項

### ■外部からの応援職員があった

- ・ 10月1日から復興推進本部、都市整備推進室ができて、そのころには UR(9月)や他の市町村(東海市 北九州市 荒川区 愛知県、岐阜県など)の職員が応援にきた。これらは姉妹都市などのつながりである。都市計画家協会などの支援はなかった。

## (8) その他

- ・ 商業振興などはこれからで、いままではあまり外部支援はない。中小機構の支援で仮設商店は13箇所がつくられているが、まだ完成していないものもある。漁協の関係者などとの調整は実行段階にはいってから予定している。
- ・ 入会地などの共有地は少ない。移転先地も個人土地が多い。しかし、「あそこの土地は地主の承諾はとれる」など地元から話がでてくることも多い。
- ・ 住宅復興プランの発表はこれから。具体的に進んでいるのは、花露辺地区など。12戸公営で木造。払下げも。ただ、モデル地区はそうだが、どれだけ木造の地域公営住宅を計画するかはわからない。公営住宅建設計画用の住民意向調査はこれから行う。
- ・ 仮設住宅は地域ごとに入居した訳ではないので、本設の公営住宅に入る際もばらばらになる。仮設住宅用地は公園や新日鉄の土地、農地などで確保した。

## 5. 山元町

---

### (1) 復興計画策定を開始した時期・きっかけ

#### ■復興計画を総合計画として位置付けた

- ・ 町の規模に比べて被害規模が大きく、町内の半分程度が津波により浸水した。
- ・ 復興計画を総合計画という位置づけにした理由については、「1)町の総力をあげて取り組むべきであるため」「2)人口減少、高齢化のような震災前からの問題を解決させるため」「3)総合計画の期限が切れる節目であり、震災前に1年間総合計画を検討していたため」である。復興計画を総合計画に位置付けるというのは町長の判断である。

#### ■総合計画として位置付けるメリット、デメリット

- ・ 単に復興計画だと、被災者支援や津波による被害を復旧するだけになるが、復興を契機に、これまでにない山元町をつくっていく姿勢を示すことができた。例えば、JR 常磐線の駅の移設や住宅地の集約の考え方なども盛り込んでいる。また復興で、町に国の財源で予算がつくので、各種事業に取組みやすくなる。復興計画は、検討していた総合計画をベースにして検討を進めることができた。
- ・ 復興計画とは別に、期限が切れている総合計画をつくろうとしても、復興計画と内容があまり変わらないものになっただろう。
- ・ 復興計画を総合計画という位置づけにしたことのデメリットは、特に思いつかない。
- ・ あれもこれも盛り込んで箱モノを建てると、将来の維持管理が大変なので、それはやらないようにした。総花的にならないよう、マンパワーを考えて事業の優先度は考えている。

#### ■復興の方針を早く町民に示すことを心がけた

- ・ 計画の方針は早く決めて、町民に道筋を示すように心掛けた。早く方針を決めて町民に示すか、じっくり住民の意見を聞いて判断するか2通りがあると思うが、話を聞きすぎてわからなくなっている市町村もある。山元町としては、ある程度ぶれない方針を示そうとした。
- ・ 県から計画策定のスケジュールについて指示があったわけではないが、早く示さないと住民が復興を考えるのに困るだろうと思った。
- ・ 町として海岸地域をどうしていくのかは、国や県の制度と切り離して方針を示さないといけない。

### (2) 検討体制

#### ■総合計画策定に準じた体制を構築した

- ・ 体制は、震災前に検討していた総合計画策定に準じた。町長でメンバーなどをきめていた。具体的には、役場内でどんな分野の人がいいか名簿に20名くらい候補者を挙げ

て、最後は町長が選んだ。日ごろから付き合いがあり、各分野を代表できる方を選んでいる。

■復興会議メンバーは、各種団体から選んだ

- ・ 復興会議メンバーの選定には、あまり時間をかけられなかった。人選についておかしいという声もあったが、町長寄りの人を選んだわけではない。地区は偏らないようにして、商業や農業など幅広い分野から選定している。
- ・ 市民団体グループ、PTA などいろんな団体に、公式な委員としてではなく、集まってもらった懇談会のような会議を2回開催した。
- ・ 会議には町議会の議員は入っていない。計画は議会の議決事項なので、最終的にできた計画案に対して、議会が議決する。途中経過は議会で月1回程度、報告していた。

■町内組織として復興本部を策定した

- ・ 復興本部は、復興にからむ事業の役場内の決定機関であり、要綱で位置づけている。課長が全員入っている。
- ・ 役場内の調整は、震災復興検討委員会の作業部会であり、班長職(30-40歳)のメンバーで、随時(月に2回程度)開催し、そこで宿題を持ち帰って、課内で議論して次の検討会に持ち寄るようにしていた。

### (3) 国、県、外部の自治体等との関係

■大学等の支援

- ・ 大学等の外部支援は特になし

■外部自治体からの応援職員を受け入れた

- ・ 職員数に比べ、業務量が多くて大変ではある。
- ・ 震災復興推進課は、6月1日から設置された。6月から札幌から2名、6~7月からURから2名の応援職員が派遣されている。
- ・ 応援職員の派遣は、個々のおつきあいの中から実現したもの。短期派遣の札幌市から、都市計画ができる人を派遣してもらうことになった。全国の政令都市の協議会で、被災地支援の割り当てを決め、札幌市からたまたま山元町に応援が入ったことがきっかけである。

### (4) 復興計画策定にあたって役だった事項

■直轄調査のコンサルタント支援が役だった

- ・ 直轄調査で、コンサルタントが入ってきたので、一緒に計画づくりを行った。
- ・ 県の復興計画も参考にした。県と町は同じコンサルタント(オオバ)なので、情報も入手しやすく、一緒にやってきた。

■国、県の担当者のアドバイスが役立った

- ・ 国や県の山元町担当がきて支援、指導をしてくれた。県の土木部復興まちづくり整備室がよく来てくれた。URからも2名派遣をうけ、拠点市街地整備事業、区画整理、防集などの事業を行う予定である。

## (5) 復興計画策定にあたっての課題

### ■災害危険区域の設定

- ・ 条例による災害危険区域の設定は、反対意見もあったが、進めていくしかないと考えている。震災前の山元町は分散して集落があり、中心地がなかった。駅前に、商店やアパートが無かった。それが一因となり、若い人たちが町から離れて行ってしまった。
- ・ 少しでも、沿岸部の元の土地に戻る世帯があると、インフラ整備が大変であり、行政効率が変わる町になる。都市計画上も住民を集約し、中心部をはっきりさせようという意図がある。新しい駅をつくって、そのまわりに住宅地を整備して集約する。町長の考え方もある
- ・ 災害危険区域は、危険か危険ではないかという基準で客観的に色分けした。住民の賛成、反対で、危険かどうか決まるものではない。反対はあったが、議会の議決で決めた。区域設定は、津波シミュレーションの結果をみても妥当だと考えている。町の方針として早く災害区域設定をすることによって、住民に対して再建の道筋を早く示そうと考えた。

### ■国の支援制度の決定・財源が遅れたことによる計画策定への影響

- ・ 財源がつく、つかないにかかわらず、復興計画としてぶれずに案を作成した。国の支援があるという前提で計画づくりを行った。
- ・ 復興計画の策定は12月を目途にしていた。9月には国の制度が出来るだろうから、素案はいつまで、というように逆算して考えていったが、実際にはもっと遅かった。

### ■広域調整の仕組みが必要であった

- ・ 海岸の復旧の方向性をきめてほしい。現在、調整しているようだが、堤防、保安林など、多重防御の方法が市町村でまちまちである。
- ・ JR 常磐線の移設の部分でしっかりして欲しかった。JR の路線変更は、新地町と山元町、県担当も一緒に協議を行ったが、結局、国は全く支援しないという方針になった。県は協力してくれるが予算はない。

### ■役場だけでなく、町民との協働、連携が必要である

- ・ 借上げ仮設住宅の住民が町に戻ってくる復興には、役場の体制だけでは難しい。役場が主催する住民説明会だけでなく、住民主導でも連携を進めてほしいと思う。そのために、新潟県中越地震で始まった復興支援員の導入を考えている。

## (6) その他

- ・ 住宅再建についての促進策として、100万円の町単独助成を行っている。
- ・ 復興公営住宅は、集合住宅と戸建て形式を予定している。
- ・ 山元町には店がないので、買い物などは亘理に行っている。みなし仮設住宅も亘理などで住んでいる住民がいる。2000世帯が仮設暮らしであり、約1000世帯が応急仮設住宅、約1000世帯が借上げ仮設である。
- ・ 山元町の住民は、仙台方面に通勤しているが、町内には高校もない。今回、危険区域の土地を買い上げることによって、土地のつながりがなくなり、町外へ人口が流出してしまうということも心配している。

## 6. 新地町

---

### (1) 復興計画策定を開始した時期・きっかけ

■被災者に復興への道筋を示すため、災害対応が一段落した後、復興計画に着手した

- ・ 直後は、人命救助、行方不明者の捜索が中心であり、ご遺体を身元確認して葬祭することだった。同時に生き残った方への生活支援を進めていた。
- ・ 復興計画策定は、町長からの指示があった。避難している被災者に復興への道筋を示すためであり、集団移転地や沿岸の土地利用などの希望を示そうとした。
- ・ 原発事故がなければ、復興計画は、もっと早く策定できたかもしれない。最初は、支援物資も届かず、郡山まで取りに来て欲しい、という話もあった。また全般的に、県は原発対応に人手をとられており、新地町の支援にはほとんど手がまわらなかった。

■復興計画の後期5カ年計画は、総合計画に吸収する予定である

- ・ 総合計画は、震災前に完成したところであり、これから復興計画を踏まえて見直すことになる。
- ・ 総合計画の前期計画は、今は止まっている状態。まずは復興部分だけを早急に、復興計画として策定した。総合計画は総花的であり、復興計画では全部やる必要がないため、復興計画＝総合計画とはしなかった。
- ・ 復興計画(構想+基本計画)は、構想については10年間、基本計画については5年間で計画期間としている。基本計画の残り5年間については、総合計画の後期計画に移行し、総合計画に集約させる予定である。

### (2) 検討体制

■幹部職員による復興計画策定本部会を設置した

- ・ 町の担当職員は2.5人。企画振興課の中に復興対策室をつくり、室長1名、担当1名、課長が0.5人という計算である。
- ・ 町で、復興計画策定本部会を設置した。庁内の課長、教育庁、副町長、町長による幹部会議である。この下に、策定本部部会という係長クラスの実践部隊の会議を一つ設けた。

■策定委員会は、有識者ではなく、町の各種団体関係者を中心とし、若手を起用した

- ・ 7月5日に基本方針を打ち出し、これにもとづいて策定委員会をつくって、具体的な復興計画の検討を始めた。策定委員会のメンバーは、町内の各種団体の代表が中心である。まちづくり団体「I love 新地サークル」のメンバーで、30歳代の方も3名入っており、これからの町を担う若手を積極的に巻き込むようにした。長岡技術科学大の上村靖司先生が有識者としては言っているが、これは5月頃に学生を連れてボランティアに来てくれたのがきっかけである。
- ・ 総合計画の策定会議と、復興計画策定会議とではメンバーとは別である。総合計画では、若手の参加についてはあまり考えられていなかった。



- ・ 策定委員会の委員の方には夢を語ってもらい、都市計画協会の方や UR の方が、現実的な検討をしていた。
- ・ 各種団体としては、漁協、農協、商工会の事務局の方から被害や復興意向、施設再建などについての意見を伺った。個別の商店や農家、漁業者については、コンサルタントの方に調査をしてもらった。
- 新地町全体で検討するため、策定委員会には議員にも参加してもらった
- ・ 策定委員会に町会議員が入ったのは、町民の代表として総合計画策定でも委員に入ってもらっていたため。総合計画、復興計画ともに、議会の議決案件としている。復興計画はスピード勝負なので、新地町全体で復興を進めるためには、策定委員会から入ってもらった方がいいという判断である。

### (3) 地域への説明、協働の体制づくり

- 被災者アンケートでは、中学生、高校生からも意見募集を行った
- ・ 被災者アンケートは、6月末から7月末に実施した。中学生、高校生も対象として、これからの復興に対する若者の意見を聞いた。5次総合計画でも、中学生、高校生に作文を書いてもらい、計画に反映させたので、それに習った。面白い意見もあり、復興計画のどの部分というわけではないが、一般的に参考にするようにした。
- 復興計画よりも具体的な事業が、地域懇談会のテーマとなった
- ・ 防災集団移転事業や仮設住宅、公営住宅など、住宅再建についてが懇談会のメインのテーマであり、地区懇談会では参加者どうしの意見の対立はなかった。復興計画よりも、具体的な話となる。いつ常磐線が開通するのか、いつ住宅が再建できるのかが町民の心配事項であった。防災集団移転の制度説明もするが、土地の買い上げが気がかりであった。町として沿岸部の土地を活用したいので、そのために土地を買収したいという理屈になるので、復興計画案と買い上げの話セットで説明することにした。
- ・ 移転したくない方はいないと思う。沿岸部では基礎しか残っていないところがほとんどである。微妙な所もあって、床を張り替えれば住めるところは、住民と相談して、危険区域に指定するかどうか検討している。
- 担当課だけでなく、全庁的に住民への説明会を開催する体制を整えた
- ・ 各地区には、2月、3月で何回も説明会を開催している。復興対策室だけでなく、企画復興課全体が関わっており、都市計画課や各課からも動員している。応援職員には、事前に防災集団移転の内容を説明している。町の職員数は130名で、保母さんが30から40名であり、行政職員は100名を切っている。
- ・ 361戸が防災集団移転の対象可能世帯である。これから通知を出して、5カ所の移転予定地のどこを希望するのか、災害公営に入りたいのかどうか、意向調査をしようとしている。それで各地区の防災集団移転の戸数が決まる。

### (4) 国、県、外部の自治体等との関係

- ・ UR から二人の専門家が派遣されてきている。住宅・建築系の方と、土地造成の方。また都市計画家協会からも、国交省 OB の専門家が一人が、国交省の専門家派遣制度を活用し支援にいられている。
- ・ 買い取り価格は、町の方で決めて、国交省と直接やりとりをした。都市計画家協会からの応援職員が、国交省 OB であり、そのアドバイスが大きかった。県は、県内市町村全体のバランスを考えないといけないので、なかなか判断が難しいだろう。交付金などについては、復興庁などと直接やりとりをしている。

## (5) 復興計画策定にあたっての課題

### ■国の制度決定に時間がかかった

- ・ 集団移転については国の制度、財源が決まるのが遅かった。そのため買い取り価格の提示ができなかった。各地区ごとに最低毎月1回は行って説明をしたかったが、状況が変わらないので、それが出来なかった。

## (6) 復興計画策定にあたって役だった事項

### ■直轄調査のコンサルタントによる支援が役立った

- ・ 国交省の直轄調査があり、そのコンサルタントから復興計画の策定、津波シミュレーション、土地利用計画の策定の支援を受け、非常に助けられた。
- ・ 人手的には国交省の直轄調査のコンサルタントが頑張ってくれている。

### ■合併していないため、町全体がまとまりやすかった

- ・ 新地町は、合併しなかったため、町全体が地域としてまとまっており、合意しやすかった。

## (7) その他

### ■防災集団移転の土地買収価格を町主導で決定した

- ・ 三県で、新地町が、初めて防災集団移転後の土地買収価格が決まり、沿岸部の宅地を従前の8割の価格で買い取ることにした。
- ・ 防災集団移転事業で、国の交付金を使って、町が土地を買える。住民の興味は、幾らで購入してくれるか。町で積算して、国交省に説明に行った。価格は1月19日に発表して、20日の新聞に掲載された。今後復旧して、様々な施設に使う活用した価格としたので、比較的高い値段が出ている。ただし、宅地と付随する農地しか買えないという制約はある。
- ・ 買い取った沿岸部の宅地は、太陽光発電や公園として利用予定である。農地は、防災集団移転事業では買えないので、太陽光発電や公園などの事業で買い取る予定である。
- ・ 集団移転の移転予定地は、沿岸被災者(個人)が高台の土地を持っていた。釣師浜は岡地区、大渡浜は船が見えるところというように、元々の場所からそれほど離れていない高台に移そうと考えている。

- ・ 教訓は、住民の意見を出来るだけ取り入れ、「いつまでに、こうなる」という方針を示すことが大切ということである。新地町であれば、いつまでに住宅地をつくる、常磐線は2年で通す、港は原発で見通しが立たない、農地については西側の使える部分は除塩をして使えるようにする、など将来の見通しを示した。